

2024年度
連合福岡 政策・制度要求

回 答 書



令和7年3月3日

福 岡 県

目 次

I 労働・教育<労働>	・・・1
I 労働・教育<教育>	・・・16
II 医療・地域活性化<医療>	・・・22
II 医療・地域活性化<地域活性化>	・・・29
III 環境・安全<環境>	・・・38
III 環境・安全<安全>	・・・43

【労働・教育】

<労働>

1. 不合理な解雇等を防止するための労働関係法令の徹底に向けた取り組み強化

労働関係法令を徹底させるため、周知はもとより不合理な解雇や雇止め、内定取り消しや休業時の賃金補償が行われない等の不適正な事案に対しては、速やかかつ厳正に対処するよう、引き続き福岡労働局およびハローワークと連携をはかること。

(福祉労働部)

県では、県内4地域に労働者支援事務所を設置し、労働者・使用者の双方から労働に関する相談をお受けして労働関係法令に関する情報提供や助言を行い、自主的な解決を支援しています。

また、労働相談だけでは自主的な解決が図られない場合、労働者支援事務所が労働者と使用者の間に立って意見の調整を図る「あっせん」を実施し、労使紛争の早期解決を支援しています。

年度末にかけて解雇、雇止め、内定取り消し等の労働トラブルの増加が予想されることから、各労働者支援事務所において「解雇・雇止め集中相談会」(令和7年2月26日と27日の2日間)を実施し、必要な場合には、弁護士による相談も行うこととしています。

こうした取組等において不適正な事案を確認した場合には、指導権限のある労働基準監督署やハローワーク等に相談するよう助言するなど、厚生労働省福岡労働局等と連携を図り対応しているところです。

2. 生活困窮者への生活支援

- (1) 生活困窮者などに対する生活支援に関する相談窓口の充実・強化をはかるとともに、引き続き「包括的支援体制事業」の市町村における早期の体制構築に向け、支援を行うこと。

(福祉労働部)

生活に困窮する方に対しては、市や県が設置する自立相談支援機関において、家計や仕事、住まい等の幅広い課題について、個々の状況に寄り添い、解決に向けた提案やお手伝いをしております。コロナ禍以降、自立相談支援機関への相談件数の増加に対応するため、各県自立相談支援事務所に相談支援員を増員いたしました。また、生活福祉資金の特例貸付について、償還が困難な方々を自立相談支援機関につなぎ、生活再建に向けた支援に係る相談体制を強化するための相談支援員も別途増員し、生活支援に関する相談窓口の充実・強化を図っているところです。

令和3年4月1日に施行された改正社会福祉法により、市町村において既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、今年度は11市町が取り組んでいます。また、この事業の実施に向けた準備に4市町が取り組んでいるところです。

県では、令和3年度から、県内全市町村を対象とした説明会を実施するとともに、市町村を個別に訪問し、事業説明を行っています。引き続き、重層的支援体制整備事業の早期の体制構築に向け、必要な支援を行ってまいります。

- (2) 生活保護に関する広報をより充実させるとともに、生活保護を必要とする者には確実かつ早期に実施されるよう、引き続き各保健福祉事務所や実施主体となる市に対して、指導・支援を行うこと。

(福祉労働部)

生活保護制度の広報については、国においてはホームページで全国に周知を行っており、県においてもホームページにて「生活保護の申請をお考えの方へ」という項目を設け、生活保護の申請は国民の権利であるため、ためらわずに相談又は申請してくださいとの呼びかけを行い、県内の申請窓口を掲載しているところです。

あわせて、より具体的にご理解いただけるよう、各福祉事務所で小冊子(「保護のしおり」)等を利用し、申請時に活用しているところです。

また、申請にあたっては、世帯の事情をよく確認した上で、稼働能力があることのみで申請を却下するような取扱いや、扶養義務調査が保護の要件であるかのような誤った説明がなされることがないよう申請権を侵害していると疑われるような行為は厳に慎むよう指導しており、今後とも申請を希望する人には申請書を渡すよう監査等を通じて指導してまいります。

- (3) 生活保護の弾力的な運用の継続を国に要請すること。

(福祉労働部)

新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等の弾力的な運用については、令和5年5月8日に国の通知により見直しが行われております。特例の廃止にあたっては、対象者に十分な説明・指導を行う猶予期間が設けられました。

また、転居指導については、一定の条件を満たした場合は転居指導を留保するなど新たな取り扱いが追加されているところです。

県としては、従前の取り扱いの中で適切に保護が実施されるよう、監査や研修を通して指導しているところです。

自家用車保有の取り扱いについては、移動に困難がある地域もあることから、特例の廃止とは関わりなく以前より国に各実施機関の判断により保有を容認できるよう要望をしており、今後も要望してまいります。

なお、自家用車保有に関わる他県の国への要望については承知していません。

扶養照会の実施にあたっては、要保護者に事情をよく確認し、10年程度音信不通であるなど明らかに扶養の履行が期待できない場合や、DVから逃げてきたなど扶養を求めることが明らかに要保護者の自立を阻害することになる場合など、扶養義務履行が期待できない者への照会はしておりません。

また、扶養義務調査を行うにあたって、それが保護の要件であるかのような誤った説明がされるなど、申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害すると疑われるような行為は厳に慎むよう指導しております。

3. 雇用創出・拡大と労働対策の強化

(1) 中小企業・小規模事業者への支援体制の整備

福岡県の県内企業の99.8%は中小企業が占めていることから、引き続き関係機関と連携・協力し、今後の円安・エネルギー含む物価状況や人件費等、社会・経済情勢を見据えた中小企業・小規模事業者への支援体制のさらなる整備をはかるとともに、価格転嫁ができる環境整備に向け取り組みを強化すること。

(商工部)

ロシアのウクライナへの軍事侵攻による国際的なエネルギー・原材料価格の上昇や円安の影響が続いており、県民生活や経済活動に大きな影響が及んでいます。

県では、原油価格・物価高騰対策として、

- ① 低利の県制度融資による中小企業の資金繰り支援
- ② 特別高圧電気を利用する県内中小企業に対する支援
- ③ デジタル技術を活用した中小企業の生産性向上の取組に対する支援

に取り組んできたところです。

支援施策の利用状況としては、

- ① 低利の県制度融資による中小企業の資金繰り支援については、令和6年11月末時点で4,122件、約540億円の融資を実行しました。
- ② 特別高圧電気を利用する県内中小企業に対する支援については、令和5年4月～9月分の使用電力料金を対象に、95事業者（商業施設等、中小企業等のテナント事業者がいる一括受電事業者を含む）に対して18億円超を補助しました。
- ③ デジタル技術を活用した中小企業の生産性向上の取組に対する支援については、令和元年9月に開設した「福岡県中小企業生産性向上支援センター」において、生産性向上の取組を伴走支援し、171件の支援を実施しました。また、デジタル設備導入等に要する経費の補助も行っており、38事業者に対し8,452万円を補助しました。

また、県中小企業振興事務所を核とし、商工会議所・商工会や金融機関、専門家団体等の支援機関で構成する「地域中小企業支援協議会」を、県内4地域に設立しており、これを地域における中小企業支援の拠点と位置づけ、関係機関が連携・協力し、地域の力を結集した中小企業支援に取り組んでおり、制度・施策の周知・広報についても、この協議会のネットワークを活用しているところです。

加えて、県では、令和5年2月に「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結し、官民労が連携・協力して、労務費、原材料費等の上昇分を適切に価格に反映させる機運を醸成することで、サプライチェーン全体の共存共栄を図るという本協定の狙いやパートナーシップ構築宣言の意義について、事業者の皆様の理解を深めるため、ホームページ、あるいは新聞広告等を通じ、広く周知を図ってきたところです。

また、パートナーシップ構築宣言企業の登録を促進するため、県内中小企業向け補助金に宣言企業への優遇措置を導入しています。（令和6年度は7件の補助金で実施）

さらに、協定締結団体で連携し、県民の皆様に価格転嫁の必要性を訴える街頭啓発活動や、価格交渉促進月間に合わせて、各団体の広報誌等の各種メディアを活用した広報を実施しています。

今後も引き続き、関係機関と連携・協力し、中小企業・小規模事業者支援に取り組んでまいります。

(2) 障がい者雇用の推進・強化

障がい者の法定雇用率引き上げに伴い、これまで以上の推進が必要であると考える。したがって、以下について、取り組みを進めること。

- ①障がいの有無、種類および程度にかかわらず、障がい者が差別されることなく働ける社会の実現に向け、障がい者雇用セミナーを開催するなど、未達企業への対策強化を講ずること。

(福祉労働部)

県では、法定雇用率未達成企業を対象に、国と共催で、障がい者雇用の必要性や支援・助成制度を説明する障がい者雇用セミナー等を県内4地区で開催し、障がい者雇用の推進を図っています。

また、県内13障がい福祉圏域すべてに「障害者就業・生活支援センター」を設置し、障がいのある求職者に対し、就業及びこれに伴う日常生活または社会生活に必要な支援を行っています。

さらに、障がいのある求職者と企業とのマッチングによる職業紹介を柱として、就職相談から職場実習、就職後の職場定着まで、障がいのある人の個々の特性や企業ニーズに応じた支援をワンストップで行う、県独自の職業紹介事業を実施しています。

このほか、時間や場所にとらわれないテレワークは、障がいのある人の雇用機会を広げるために有効であると考え、令和2年度福岡市に障がい者テレワークオフィス「こといろ」、令和5年度北九州市に「Beyond Office」を設置するとともに、テレワークによる障がい者雇用を検討する企業に対してアドバイザー派遣を行うなど、テレワーク導入の支援に取り組んでいます。

なお、求職者に対して在宅テレワークでの実務研修等を行うテレワーカー育成事業は、令和2年度～令和5年度までの4年間で113名が受講し、42名が雇用に至りました。本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による障がい者雇用の対策として支援しており、コロナ禍を経てテレワークによる働き方が浸透してきたことから、令和5年度で終了しました。

【テレワーカー育成事業における就職者数】

	R2	R3	R4	R5	合計
受講者数	60	20	13	20	113
就職者数	30	5	4	3	42

- ②法定雇用率未達成企業の割合が多い中、率先して対応すべき県教育委員会の達成率が極めて低い実態を踏まえ、達成に向け具体的な対策を講じること。
(教育庁)

県教育委員会では、採用試験における障がいのある方を対象とした特別選考を実施するとともに、会計年度任用職員として事務補助等を行う職員を任用していますが、今年度も法定雇用率を達成できていません。

今年度、特別選考の採用予定者数を拡大するとともに、県教育委員会事務局内での障がいのある方が働くサポートオフィスの設置や通勤できない方の在宅ワークを試行するなど法定雇用率達成のために必要となる多人数の雇用方法を検討しており、来年度以降も法定雇用率の達成に向けて雇用の拡大に取り組んでいます。

- ③障がいのある労働者が安全に安心して働けるよう、労働災害を防止するための支援体制の整備・拡充をはかるとともに引き続き福岡労働局とも連携し、障がい者雇用に係る配慮事項等の周知・啓発に取り組むこと。

(福祉労働部)

労働災害防止については、労働基準監督署が、全ての従業員の安全と健康の確保ができるよう、事業主を指導・監督しています。

県としましても、障がいのある人が安心して働くための制度である「雇用の分野における障がい者差別禁止・合理的配慮提供ガイドブック」や、障がい者雇用に関する制度をまとめたリーフレットをはじめとした情報提供資料の作成・配布を行うとともに、福岡労働局と連携し、企業に対し、障がい者雇用に必要な配慮事項等の周知・啓発に取り組んでいます。

4. 雇用の維持・確保に向けた対応

- (1) 派遣労働者の雇用の維持・確保のため、派遣先との労働者派遣契約が解除される場合でも安易に解雇せず、派遣元事業主として派遣先と連携し、新たな就業機会の確保をはかるよう周知徹底すること。

(福祉労働部)

県では、労働者・使用者の双方から労働に関する相談をお受けして労働関係法令に関する情報提供や助言を行い、自主的な解決を支援しています。

また、労働相談だけでは自主的な解決が図られない場合、労働者支援事務所が労働者と使用者の間に立って意見の調整を図る「あっせん」を実施し、労使紛争の早期解決を支援しています。

年度末にかけて解雇、雇止め、内定取り消し等の労働トラブルの増加が予想されることから、各労働者支援事務所において「解雇・雇止め集中相談会」(令和7年2月26日と27日の2日間)を実施し、必要な場合には、弁護士による相談も行うこととしています。

(2) 雇用の維持・確保が難しくなった労働者に対しては、就職・転職支援や職探し期間を活用した職業訓練等の対策を講じること。

(福祉労働部)

県では、求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援を行えるよう、若者・中高年・高齢者・女性・若年長期無業者といった年代別・対象別の就職支援施設を設置し、個別就職相談や求人紹介、求職者向けのセミナーを実施しております。

また、人材不足が懸念される分野において、その分野の情報や魅力を求職者に発信する他、合同会社説明会・面接会の開催、紹介予定派遣の仕組みを活用した支援等にも取り組んでおります。

新規学卒者や求職者の方々のために、就職に必要な知識や技術を習得できるよう、高等技術専門校の他、民間の教育訓練機関等を活用して職業訓練を実施しており、早期に就職できるよう支援しております。

令和6年度は、高等技術専門校においては、ものづくり分野を中心に35科目、定員970人、訓練期間6か月から2年間の職業訓練を実施しております。

また、民間の教育訓練機関等に委託し、介護、IT、医療事務等、主として知識習得のための職業訓練コースを202コース、定員4,460人、訓練期間3か月から6か月程度で実施しています。

高等技術専門校の認知度を高める取組として、県ホームページのほか、「福岡県の職業訓練」ホームページ、YouTube、SNS等を活用しております。

訓練生の就職に関しては、就職支援を行う職員を配置しており、令和5年度の就職率は、高等技術専門校では88.2%、委託訓練では77.7%となっています。(令和6年11月末現在)

引き続き、雇用の維持・確保が難しくなった労働者に対して、就職・転職支援や職業訓練を実施してまいります。

(3) 新型コロナウイルス感染症の後遺症等も含めた偏見が雇用や労働条件に影響を与えないよう福岡労働局とも連携し必要な対策を講じること。

(福祉労働部)

県では、令和2年2月28日付けで県内4地域の労働者支援事務所に「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を設置し、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが5類感染症に変更されたことにより当該窓口を終了するまで、労働に関する相談に応じてきたところです。

ワクチン接種を受けていない人に対する差別的取扱いの防止や感染後の職場復帰等については、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症に関するQ&A」にも示されており、県ではこうした情報も踏まえて、窓口終了後も県内4地域に設置している労働者支援事務所において引き続き相談に応じているところです。

今後も相談内容に応じて関係機関とも連携し、対応してまいります。

(参考)「新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口」の相談件数累計

令和元年度：382件

令和2年度：3,106件

令和3年度：930件

令和4年度：775件

令和5年度：0件

5. 公正・適正な取引の推進

世界のエネルギー情勢の変化と資源燃料価格の高騰によるエネルギー価格の上昇は、企業・産業に大きな影響を与えている。とりわけ下請け企業等は、価格転嫁が難しい環境にあることから、以下の取り組みを進めること。

- (1) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配の実現に向け、取引の適正化を進めるため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みの推進・拡大に加え、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について、さらに周知、徹底すること。また、企業が取り組む効果やメリットについて、広く社会全体に発信すること。

(商工部)

県では、「パートナーシップ構築宣言」の取組やその効果等について、県の取引適正化に関するホームページ等において発信し、取組の推進・拡大を図っています。

また、企業の登録を促進するため、県内中小企業向け補助金にパートナーシップ構築宣言企業への優遇措置を導入しています。(令和6年度は7件の補助金で実施)

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」については、昨年、商工会議所・商工会などの関係団体に対し、会員企業が指針を活用するよう、知事名で依頼文書を発出しました。

また、県が今年度から新たに実施している、「中小企業賃上げ応援専門家」による伴走支援の中でも、事業者指針の活用を促しているところです。(専門家派遣件数：545社(令和6年9月末時点))

さらに、県内中小企業を対象とした「価格交渉スキルアップセミナー」においても、指針に示されている行動の具体的な事例や交渉の仕方などを紹介しています。(7回開催、51者受講(令和6年9月末時点))

また、取引について、下請け事業者が不当に不利益を受けないように、(公財)福岡県中小企業振興センターに設置されている「下請かけこみ寺」において、専門家や専門相談員が無料相談に応じ、問題の解決に向けサポートしています。

- (2) 価格転嫁が十分に進んでいないことやパートナーシップ構築宣言に対する理解がまだまだ進んでいないことを踏まえ、以下について、取り組みを進めること。

- ①啓発活動に加えて、セミナーの開催・専門家の派遣について取り組むこと。

(商工部)

県では、価格転嫁の機運醸成のため、「価格転嫁の円滑化に関する協定」締結団体で連携し、県民の皆様へ価格転嫁の必要性を訴える街頭啓発活動や毎年3月と9月の「価格交渉促進月間」に合わせた各団体の広報誌や新聞等各種メディアによる広報活動を実施しています。

また、今年度から新たに、価格交渉のノウハウを持つ専門家を講師に招き、具体的な原価計算の方法や価格交渉の進め方等を学ぶセミナーの開催や、中小企業診断士や税理士などからなる「中小企業賃上げ応援専門家」による伴走支援に取り組んでいます。

②スライド条項は公共工事のみならず、福岡県が発注するすべての案件に適用すること。

(総務部)

公共工事以外のすべての案件を対象とするスライド条項の設定については、国や他自治体の動向を注視しつつ、適切な対応を検討してまいります。

(3) 取引の「しわ寄せ」防止のため、関係法令の周知徹底および、中小企業等への各種支援策の周知と利用拡大による気運の醸成に向けた取り組みを推進し、実効性を担保すること。

(商工部)

県では、親事業者の下請取引担当者を対象に、国が開催する講習会の周知を行い、下請法及び下請中小企業振興法に関する普及啓発を図っています。

また、(公財)福岡県中小企業振興センターでは、(公財)全国中小企業振興機関協会と連携して、「下請かけこみ寺」事業を実施しています。本事業では専門相談員、登録弁護士が県内6カ所に赴き、中小企業等の皆様からの企業間取引に関する相談・紛争に対し、適切な助言・アドバイスを行う出張相談会を開催しています。加えて、中小企業が利用できる各種支援施策を紹介し、周知を図るため「中小企業施策活用ガイドブック」を作成し、県内中小企業者の活用に供するとともに、ガイドブック掲載の施策を検索・絞込みできるWebサイトを作成するなど、活用促進を図っております。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」については、昨年、商工会議所・商工会などの関係団体に対し、会員企業が指針を活用するよう、知事名で依頼文書を発出しました。

また、県が今年度から新たに実施している、「中小企業賃上げ応援専門家」による伴走支援の中でも、事業者指針の活用を促しているところです。

さらに、県内中小企業を対象とした「価格交渉スキルアップセミナー」においても、指針に示されている行動の具体的な事例や交渉の仕方などを紹介することとしております。

今後も、引き続き県内事業者への周知に取り組んでまいります。

6. 働く環境の整備

(1) 「働き方改革関連法」の推進

「チャレンジふくおか『働き方改革推進協議会』」において実施したアンケート結果を踏まえ、引き続き周知・徹底を継続するとともに、アンケート結果により明らかとなった課題解決に向け、市町村および事業主に対し、必要な助言・指導を行うこと。

(福祉労働部)

「チャレンジふくおか『働き方改革推進協議会』」で実施したアンケート結果によると、労働者は事業主が感じているほどには自身の職場環境を評価していない可能性や、働き方改革の取組の進捗や課題は業種ごとに異なる可能性が明らかとなりました。

この結果を踏まえ、協議会一丸となった情報発信を行っていくとともに、取組事例の共有を行うなどして県内企業における働き方改革を推進していくこととしています。県としても、「よかばい・かえるばい企業（働き方改革実行企業）」の登録促進を図るとともに、福岡県働き方改革推進事業ポータルサイト上での情報発信や市町村、関係団体等との連携により、支援を必要とする企業に対して必要な情報が届くよう取り組んでまいります。

(参考) 「よかばい・かえるばい企業（働き方改革実行企業）」登録状況

令和4年度：244社（累計880社）

令和5年度：426社（累計1,306社）

令和6年度：297社（累計1,603社）※令和6年12月末時点

(2) 勤務間インターバルの推進と法制化への対応

「働き方改革関連法」において、企業に導入の努力義務が明記された「勤務間インターバル制度」は、ワーク・ライフ・バランスの推進を目的に、過重労働の防止や労働者の心身の負担軽減に資する制度であると期待される。しかしながら、導入している企業、もしくは導入を検討している企業が非常に低水準であることから、福岡県がリーダーシップを発揮して導入促進に向けた企業への働きかけおよび導入率の確認を行うこと。また、努力義務により企業間のばらつきが生じないよう、強制力のある法制化へ向け国に対し要請すること。

(福祉労働部)

厚生労働省が実施した令和5年就労条件総合調査によると、勤務間インターバル制度を「導入している」と回答した企業は全体の6.0%と、同制度の導入率は非常に低い水準となっています。

県では、令和6年7月に県内企業における勤務間インターバル制度の導入促進を目的に、同制度の必要性や導入の方法、導入企業による事例を紹介するオンラインセミナーを開催するとともに、セミナーの様子を録画した動画を令和6年10月以降、県のYouTubeチャンネルにおいて配信しております。

また、県内企業における勤務間インターバル制度の導入状況については、福岡県子育て応援宣言企業及び介護応援宣言企業を対象としたアンケート調査において、同制度の導入状況に関する設問の追加を検討してまいります。

(3) 公契約の運用等に関する公労使での合同勉強会の開催

公契約の受発注において適正な労働条件を確保させる一定の「ルール」を設けることは、地域における中小企業等に雇用される労働者の労働条件の下支えとなり、公契約を受注する企業にとっても優秀な人財を確保することに資する。さらに公契約のもとで働く労働者の所得向上は消費を促し、地域経済の活性化につながることを期待されることから、その理解をはかることを目的に公労使と議員参加による合同勉強会の開催を求める。

(福祉労働部)

令和6年11月に、学識経験者、労働者代表、使用者代表の委員からなる福岡県労働政策審議会において、議題に「公契約条例に関する意見について」を挙げ、それぞれの立場による意見をいただいたところです。

公契約の運用においては、委託業務の安値入札やダンピング、入札不調の防止に向けて、労務単価を含め、市場における実勢価格を適切に反映した予定価格を設定するとともに、最低賃金等に十分配慮した最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の設定を行っているところです。このため、公契約の運用等に関する公労使での意見交換の場の設置は予定しておりません。

(4) 女性・高齢者・外国人の働く環境の整備

少子高齢化や生産年齢人口の減少による労働力不足が深刻化しており、人手不足による労働提供制約が経済や社会の成長の阻害要因となることが懸念されているが、未だ女性・高齢者・外国人の働く環境が十分整備されているとは言い難い状況である。こうした状況を踏まえ、女性・高齢者・外国人の雇用機会の拡充や定着に係る取り組みの更なる充実を図ること。また男性が家事・子育てに主体的に関われるよう、男性の育休取得促進を始めとした子育て世帯が働きやすい環境整備のための取り組みや助成について更なる充実をはかること。

(福祉労働部)

県では、県内4か所に設置しているママと女性の就業支援センター（令和6年度に子育て女性就職支援センターから名称変更）において、再就職への不安や保育サービスの確保など、様々な悩みを抱える求職者一人ひとりの状況に応じた就職相談、就職先のあっせん、面接に際しての具体的なアドバイスや面接への同行、就職後の定着支援など、きめ細かな支援により、女性の雇用機会の拡充に取り組んでおります。

令和6年度からは支援対象を子育て中の女性から、非正規雇用や求職中の女性までに広げるとともに、新たにキャリアプランシートの作成を支援し、より効果的なキャリア形成相談を行っています。

高齢者の雇用機会の拡充については、県内4か所に設置している生涯現役チャレンジセンターにおいて、求職者に経験や技能に応じた進路を提案するとともに、求人企業に対しては、高齢者に適した業務の切り出しを行っていただき、両者のマッチングを推進するなど、個々の状況に応じたきめ細かな支援を実施しています。

令和6年度は生涯現役チャレンジセンターのWebサイトを改修し、セミナー申込・職業あっせん登録・ヒアリング・面接指導等をインターネット上で行えるようにすることで、働きたい高齢者の時間や場所を問わない求職活動・社会参加を支援してまいります。

外国人の労働環境整備については、外国人材受入企業等支援事業において、外国人の雇用を検討している企業の懸念や疑問の解決を支援するため、相談窓口を常設するとともに、令和6年10月に開所した「FUKUOKA IS OPENセンター」を含む県内4か所において企業相談会を定期的を開催するほか、外国人材が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮し、適正に就労できるよう、事業主が遵守すべき法令や努めるべき雇用管理に関する講習動画をオンデマンドで配信しています。

また、企業のトップが仕事と子育て、仕事と介護の両立を応援する取組を宣言し、実行する登録制度を推進することで、仕事と家庭を両立し働き続けることができる職場環境づくりの促進に取り組んでいます。

令和6年度からは、新たに中小企業雇用環境改善支援センターを設置して県内中小企業の人材確保から定着・育成に至るまでの支援を実施するほか、育児中の柔軟な働き方を進めるため、制度導入に関するセミナーを開催するとともに、男性の育児休業の取得促進や休業中の業務を代替する従業員への手当支給等に取り組む企業を支援する両立支援等助成金などに関する説明会を福岡労働局と共催で開催しています。

(5) 男性の育児休業取得

事業主に対する男性の育児休業取得制度の周知徹底および制度内容の理解促進に向けた取り組みを強化し、男女平等参画社会の実現に努めること。また、引き続き、制度の取得状況を注視していくとともに育児休業を取得した際に所得水準が低下しないよう補償の拡充などの対策を講じること。

(福祉労働部)

令和5年度雇用均等基本調査によると、令和2年度から10%台で推移していた男性の育児休業の取得率は、令和5年度で30.1%となっています。

県では、平成27年度からは、子育て応援宣言企業の取組の柱に「男性の育児参加を促す取組」を追加し、男性の育児休業の取得についての宣言を促すとともに、功績が特に顕著である企業を表彰する「子育て応援宣言企業・事業所知事表彰」に男性の育児参加促進の特別枠を設け、優れた取組を好事例としてホームページやメルマガで発信しています。

加えて、令和4年度は、育児・介護休業法の施行を機に、男性の育児休業の取得を促進するための動画「育休のススメ！パパ育フォーラム2022」をYouTubeで配信し、令和5年度からは、子育て応援宣言企業が実施する男性の育児休業取得促進のための先進的な取組を情報番組等を通じて紹介するなど、企業における男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを促進しています。

また、育児休業期間中の所得を補償する育児休業給付金や企業の取組を促進するための両立支援等助成金の拡充など、施策の一層の充実を図るよう国に対して要望書を提出したところです。今後とも国の動きを注視しながら適切に対応してまいります。

(6) ポジティブ・アクションの取り組み

ポジティブ・アクションの取り組みを推進するには、トップの役割が重要である。男女の固定的な役割分担意識や男性中心の職場慣行などが残っている職場に向けて、引き続きポジティブ・アクションの重要性を伝えて理解を促してもらい、企業の風土改革やアンコンシャス・バイアスの是正を含む女性活躍のための環境整備が行われるよう、事業主に対し広く周知をはかること。

(人づくり・県民生活部) (福祉労働部)

福岡県では、ポジティブ・アクションの取組として、企業風土改革や女性活躍のための環境整備を推進するため、以下の施策に取り組んでおります。

固定的性別役割分担意識をはじめとしたアンコンシャス・バイアスへの認知と理解を深めるため企業等において活用できる意識啓発素材(チラシ・動画)を作成しております。

啓発素材については、「福岡県女性の活躍応援協議会」の構成団体である日本労働組合総連合会福岡県連合会や福岡労働局、経済団体等と連携し、関係企業等へ周知するとともに、希望する企業が研修等で活用できるよう「福岡県女性の活躍推進ポータルサイト」に掲載しております。

さらに、今年度は、若者(主に大学生)の意識や視点を経営者層に伝え、企業経営における女性活躍推進の浸透を図るため、若者が、有識者やファシリテーターとともに事業の企画を検討するプロジェクト会議を開催し、若者の意見発信の動画制作等に取り組むこととしています。

また、男女がともに望むキャリア形成を可能とする育児中の柔軟な働き方ができる制度の導入を支援し、仕事と育児が両立できる職場づくりを推進するため、今年度から、中小企業を対象として、始業・就業時刻の変更やテレワーク、短時間勤務などの制度導入に関するセミナーを開催するとともに、社会保険労務士を無料で派遣して、就業規則等の変更等に関する助言を行う事業を実施しているところです。

(7) 幼稚園教諭・保育士等の処遇改善

子どもを預け安心して働くためには、質の高い保育所等の整備とともに幼稚園教諭・保育士等への抜本的な処遇改善によるディーセント・ワークの実現が必要である。引き続き人材配置の算定基準の改善を国に対して強力に求めるとともに、自治体独自の有効な取り組みについて、他の市町村への横展開をはかること。

(人づくり・県民生活部) (福祉労働部)

私立幼稚園の人材配置につきましては、国の設置基準を踏まえた取扱いとしております。

幼稚園教員の労働条件改善のため、平成 29 年度から幼稚園教員に対する定期昇給やベースアップを超える処遇改善を行った幼稚園に対して、私立幼稚園経常費補助金の加算を行っております。

さらに、令和 4 年 2 月に国が経済対策として新設した補助制度により、月額 9 千円程度の給与等の引き上げを行う幼稚園に対し、支援を行っているところです。

これまでも国に対して、経常費補助金の財源措置の充実を図るよう要望しており、引き続きその充実について要望してまいります。

また、保育の質を担保し、保育士の処遇の改善を図っていくためには、国が定める保育士配置基準及び公定価格の改善が必要であることから、これまで、本県の提言・要望活動に加え、全国知事会や政令市がある都道府県で構成する 16 大都道府県児童福祉主管課長会議、九州各県保健医療福祉主管部長会議など様々な機会を通じて、国に対して要望を行ってきました。

今般、国は令和 6 年度から、3 歳児及び 4・5 歳児に係る保育士の配置基準の改善を図るとともに、給与水準については、人事院勧告を踏まえた処遇改善を行いました。

県としては、国の「こども未来戦略」に来年度以降の実施とされている 1 歳児に係る保育士の職員配置基準改善の早期実現及び給与水準の更なる改善に向け、引き続き国に要望を続けてまいります。

保育士に対する県独自の処遇改善、さらには人材確保に関する取組については、今年度から保育所等が改善後の職員配置基準に対応するため、やむを得ず常勤保育士に代わり複数の短時間勤務保育士を雇用する際の追加費用に対する助成事業を創設しており、市町村に対し、処遇改善による保育士確保のため、当該事業の活用を促してまいります。

(8) 待機児童及び未入所児童の解消に向けた取り組み

待機児童数は減ったもののいまだ待機せざるを得ない児童が多数いる状況である。多くの未入所児童をかかえる福岡都市圏などでは「企業主導型保育事業所」の積極的な活用を促すとともに、円滑に生活できる場での待機児童や未入所児童の解消をはかること。

(福祉労働部)

「企業主導型保育事業」については、内閣府が直接所管しており、定員 11 万人の受け皿確保を目指し、整備が進められてきましたが、定員は概ね達成されたことから、令和 4 年度以降の新たな整備は行われていないところです。

この企業主導型保育事業所の活用は、待機児童や未入所児童の解消につながることから、令和 3 年度から、各市町村に働きかけを行っております。

なお、施設整備や保育士確保、企業主導型保育事業所の活用など、市町村の実態に応じた待機児童対策を支援した結果、待機児童数は、平成 29 年度の 1,297 人をピークに令和 6 年度は 57 人まで減少しました。

待機児童数は、保育所等の利用申込者数から、実際の利用者数を差し引き、さらに「他に利用可能な保育所等の情報提供を行ったにも関わらず特定の園のみ希望している」、「育児休業中」など市町村が個別に保護者に確認し、待機児童数に含めない方を除外し算出したします。

県としては、まずは待機児童ゼロを実現するべく引き続き努め、未入所児童の解消に向けては、保育の実施主体である市町村における保育の利用意向や状況把握を行うとともに、国の未入所児童対策の動きを注視してまいります。

<教育>

1. 質の高い教育と誰もが安心して学べる教育環境整備の強化

(1) 少人数学級実現と教職員定数の改善

一人ひとりの子どもたちへの学びの保障と充実のために、小中学校、高等学校において、県費負担による早急な少人数学級実現と教職員定数の改善を強く求める。

(教育庁)

少人数学級の実現などの教員の定数については、本来、国が責任を持って取り組むべきと考えており、今後も弾力的な運用を継続するとともに、少人数学級の実現を含む教職員定数の改善について、国に対し引き続き要望してまいります。

(2) 教職員未配置の解消

県内における教職員未配置は年々悪化し、子どもたちの学習権を保障するうえで大きな問題となっていることから、以下の取り組みを求める。

①教職員未配置状況が改善していないことから、県費会計年度任用職員を含むすべての教職員の未配置状況の実態を把握すること。

(教育庁)

定数欠講師の未配置数は、令和5年5月1日時点で小学校63名、中学校50名であり、令和6年5月1日時点で小学校59名、中学校32名という状況です。

また、県立学校においては、令和6年5月1日時点で高等学校8名、特別支援学校6名という状況です。

今後も、未配置状況については、引き続き、必要に応じて、調査を行ってまいります。

②未配置発生の大きな要因となっている教員の長時間労働とあわせ、長時間労働以外にもさまざまな要因が考えられることから、未配置が解消されない要因を具体的に分析すること。

(教育庁)

近年、小学校における35人学級の進展や特別支援学級の増加等により教員定数が伸び続けていること、教員採用試験の志願者と講師登録者が減少していること等により、教師不足が生じている状況です。

③上記①②の結果を踏まえ、教職員未配置の解消に向けた実効性のある措置を講じること。

(教育庁)

正規教諭については、退職者数を上回る採用を行っており、今後も定年の段階的引き上げ等を勘案し、計画的な採用・配置を行ってまいります。

また、教員採用試験においては、県内外の大学生を対象とした説明会の実施や、令和5年度には、大学等推薦特別選考及び社会人経験者特例、令和6年度には、第一次試験実施時期の前倒しや、大学3年生チャレンジ特別選考などの新たな制度を導入するとともに、教員養成セミナーや採用予定者に対する採用前セミナーを充実させるなど、引き続き正規教諭の確保に努めてまいります。

講師の確保については、県の広報誌への掲載、県内外の大学への訪問及び教育事務

所での説明会等の取組を行うとともに、大学と連携した新卒者の講師内定の早期化に加え、退職者やペーパーティーチャーへの働きかけを行うなど、年度末の早い時期から市町村の協力をいただきながら児童生徒数の推移を見込み、必要な講師確保に努めてまいります。

さらに、今年度は、新たな教員志望者を発掘するため、大学、民間企業と連携・協働し、教員免許保有者を始め、社会人、大学生、大学院生等を対象とした、教職の魅力について広報・啓発を行うイベントを12月に開催しました。

今後も引き続き、教員未配置の解消に向けて、正規教諭や講師確保に努めてまいります。

(3) SC・SSW、スクールサポートスタッフの配置

いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、児童生徒の心のあり様と関わる様々な問題が生じるなど、子どもたちの心身への負担、教職員の業務負担はより大きなものとなっていることから、引き続きSC・SSW、スクールサポートスタッフ（教員業務支援員）について、常駐および全校配置を進めること。

(教育庁) (人づくり・県民生活部)

義務教育段階では、令和2年度から全公立小中学校にSC（スクールカウンセラー）を配置しています。また、各教育事務所にSCSV（スクールカウンセラースーパーバイザー）を配置し、SCへの指導助言を行っています。

SSW（スクールソーシャルワーカー）については、全公立中学校区への配置に向けて、市町村におけるSSW配置経費への助成を行っており、市町村によるSSW配置を推進しています。

また、SSWの質の向上のため、SSWSV（スクールソーシャルワーカースーパーバイザー）が指導助言を行っています。今後もSC・SSWの配置に必要な予算の確保に努めます。

また、スクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）の配置については、令和2年度から各市町村の配置に係る財政的支援を行っているところです。（令和5年度実績：23市町144校）

今後も働き方改革に資する効果的な配置を検討してまいります。

県立高等学校では、SCについては令和2年度から全校に配置しており、SSWについては現在拠点校12校（うち4校にSSWSV）に配置し、必要に応じて全校に派遣する体制を整えています。今後も引き続き、人材確保及び資質向上のため、関係団体との連携を図るとともに、SC及びSSWの配置時間及び配置人員の拡充等についても、様々な機会を捉えて要望を行うなど、学校における相談機能の充実に努めてまいります。

県立特別支援学校では、幼児児童生徒・保護者、教職員の心身のケアを行うためSCを全21校に配置し、臨床心理等に関する専門家への相談体制を構築し、積極的に活用しています。また、必要に応じてSC及びSSWを追加派遣できるようにし、様々なニーズに対応して問題解決を図っています。

私立高等学校等では、子どもたちの心身への負担軽減として、専門の窓口を設置するなど生徒が随時利用しやすい形態を整えた上で、スクールカウンセラーを配置し、生徒の福祉に関する支援を行っている学校に対し、私立学校経常費補助金による助成を行っています。

(4) ICT支援員配置および通信費・補修費等の予算配置

ICT活用・推進に伴い、学校現場では教職員の負担が増しているため、以下について求める。

①教職員・子どものICT活用を援助するため、常駐のICT支援員を全校へ配置すること。

(教育庁)

市町村におけるICT支援員の配置に係る費用については、必要な財源の確保を、国に対し引き続き要望してまいります。

県立学校において、ICT支援員を全校に派遣しているところです。

また、これまでの派遣により、教員のICT指導力の向上や生徒の端末活用が進んでいます。

今後も個別に支援を必要としている学校に対応できるよう、ヘルプデスクによる電話・オンラインでの遠隔サポート対応など、技術的支援を継続し、地域間・学校間でICTを活用した教育に差が生じないように努めてまいります。

②学校から配付されたタブレット端末の通信費や破損した場合の修理費および更新費等について保護者負担が生じないように予算措置をすること。

(教育庁)

オンライン学習に係る通信費については、国の要保護児童生徒援助費補助金において補助対象費目とされているところであり、市町村が行う就学援助において支給されているところです。県教育委員会においては、市町村が援助を実施するために必要な財源の充実を、国に対し引き続き要望してまいります。

県立高等学校においては、学習者用端末の持ち帰り学習によって家庭の経済的負担が生じることがないようにするとともに、生徒の学びに差がでることがないように、家庭のネットワーク環境に配慮した活用について、各学校に指導してまいります。

修理については、市町村は、故意・重大な過失を除いて、災害・不慮の事故におけるタブレット端末の修理費を自治体で負担しています。今後とも実態把握に努めてまいります。

なお、県立学校においても、県で同様に負担しています。

また、義務教育段階のタブレット端末は、国の補助金により造成した「福岡県公立学校情報機器整備基金」を活用し、今年度から5年程度をかけて更新を実施します。

(5) 教育格差の是正

家庭環境の違いや経済格差が、大学などの高等教育機関までの教育格差につながっている実態がある。家庭の経済社会的状況が教育格差を生まないよう、厳しい家庭状況の子どもに対する適切な支援を行うこと。

(教育庁) (人づくり・県民生活部)

義務教育段階では、教育にかかる費用については、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、市町村により就学援助が行われているところです。県教育委員会においては、市町村が援助を実施するため必要な財源の充実を国に対し要望しているところであり、家庭の経済社会的状況が教育機会の差につながらないように、引き続き要望してまいります。

高等学校段階では、平成 26 年度から公私立とも所得制限を設けた高等学校等就学支援金制度や奨学給付金制度が実施されるなど、教育にかかる費用の負担軽減が図られています。また、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団においては、勉学意欲がある生徒が経済的理由で修学を断念することがないように高等学校の生徒に対して入学支度金及び奨学金を無利子で貸与する事業を実施しています。

特別支援学校においては、学用品購入費や学校給食費などの就学に必要な経費について、特別支援教育就学奨励費を支給しており、経済状況に応じ、教育に係る費用負担の軽減を図っております。

私立高等学校等の生徒の保護者に対しては、授業料を対象とした高等学校等就学支援金、授業料以外の教育費を対象とした高校生等奨学給付金、施設設備費等を対象とした学校納付金軽減補助金の支援を実施しているところです。

私立専門学校の学生への修学支援については、一定の要件を満たす専門学校の学生に対し、入学金及び授業料を減免しています。

また、私立小中学校の児童・生徒への修学支援として、入学後に家計急変した世帯の授業料を軽減するため、授業料軽減補助金による支援を実施しています。

県立三大学の学生への修学支援として、一定の要件を満たす学生に対して入学金及び授業料を減免する県立三大学授業料減免事業を実施しています。

(6) 放課後児童クラブの拡充

放課後の子どもたちの遊びや生活の場である放課後児童（学童）クラブは、支援員不足や施設の不足などにより、利用したくても利用できない待機児童が生じていることから、引き続き助成の拡充をはかる等、待機児童の解消に向けた支援を講ずること。

(福祉労働部)

放課後児童クラブについては、実施主体である市町村が利用児童数の見込みを算定の上、これに対応する提供体制を反映した「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、待機児童解消に取り組んでいるところです。

県では、放課後児童支援員の確保を図るため、「放課後児童支援員認定資格研修」を毎年、県内4地域で年10回程度実施し、昨年度までに6,563人の新たな支援員を養成するとともに、市町村が行う支援員の賃金改善の取組に対する助成を行っております。また、利用児童の増加に伴う受け皿を確保するため、市町村が行う放課後児童クラブの創設や余裕教室の活用などに対する助成を行っているところです。

今年度、市町村において「第3期子ども・子育て支援事業計画（令和7～11年度）」を策定する予定のため、市町村に対し、待機児童の早期解消に向けた提供体制を検討するよう、助言してまいります。

県としては、引き続き待機児童の解消に向けた支援に取り組んでまいります。

2. インクルーシブ教育の充実

(1) インクルーシブ教育の構築

障がいを理解するためには障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育が重要である。相互理解の促進に向けて、「地域の学校ならびに普通学級に在籍して教育を受けられる」体制を構築すること。

(教育庁)

個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して最も的確に応える多様な学びの場（特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級）を整備しています。

また、障がいのある者と障がいのない者が可能な限り同じ場で共に学ぶことや相互理解の促進に向けて、通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習や特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域の学校との居住地校交流を積極的に推進しています。

(2) 特別支援学校の施設の充実

特別支援学校における安全面を最優先にした施設・設備を整備するため、各学校へヒアリングを行い、その結果にもとづく具体的な対策を都度、講じること。

(教育庁)

例年7月頃に各学校へヒアリングを実施し、その内容を踏まえ次年度の予算要求を行っています。また、安全面で緊急性の高いものについては、最優先で対応しており、引き続き同様の対応を行ってまいります。

3. 労働教育・主権者教育の推進と充実

(1) 労働教育の推進

学校現場において、勤労観・職業観の確立のみに留まらず、労働基準法、労働安全衛生法をはじめとする「命や生活を守る」ためのワークルールに関する学びの場を構築するとともに、労働者の権利を正しく理解するため、「就業前労働講座」等の実施にあたっては、労働組合からの講師派遣等、働く立場からの視点でのカリキュラムの推進等も含めた充実・強化を強く求める。

(教育庁) (福祉労働部)

中学校社会科において、仕事と生活の調和という観点から労働保護立法などに触れながら、社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、多面的・多角的に考察し、表現する学習を実施しています。

県立高等学校では、入学時から卒業まで計画的・組織的にキャリア教育の推進を図るために、目指す生徒像を学校目標に沿って設定し、「キャリア教育指導計画」を作成しています。特に、就業前の生徒を中心に福岡労働局や福岡県福祉労働部労働局労働政策課等との連携で「就業前労働講座」等を実施することで、労働法の基礎知識や労働者の権利及び義務等について学習しています。

また、産業現場から豊かな経験や知識・技術を備えた社会人を外部講師として招聘するなど、教育活動の充実を図る取組を実施しています。

就業前労働講座については、働くときの基礎知識として、労働法の基礎的な内容や労働組合の基本的な仕組みについて講座を実施しております。今後も労働組合等、働く立場からの内容を含めた講座の実施を継続してまいります。

(2) 主権者教育の推進

子どもたちが自らの権利や義務など生活を営むうえでの必要な知識を蓄えることに加え、政治に対する意識・主体性を高めるための自主的活動が必要と考える。学校教育における主権者教育が、学校生活の中で実践されるよう引き続き、充実をはかること。

(教育庁)

義務教育段階における「主権者に関する教育」については、社会科学習を基軸に、育成を目指す資質・能力を身に付けることができるように、道徳科、特別活動、技術・家庭科及び理科の内容との関連を図りながら、各学校の教育目標や児童生徒の実態を踏まえた取組を推進しています。特に特別活動においては自主的・自発的な活動を通して、よりよい学校生活づくりに参画し、協力して課題を解決しようとする態度が育つよう指導しています。

高等学校段階では、公民科の共通必修科目「公共」の授業を中心に、議会制民主主義の意義や政治参加の重要性について学習を行う中で、具体的な主題を設定し、多様な他者と協働しながら合意形成を図る学習活動を通じて、主権者として社会に主体的に参画する態度を育成しています。

また、県立高等学校では、選挙権年齢及び成年年齢の引下げを踏まえ、選挙管理委員会や市町村議会等と連携して模擬選挙や模擬議会、議会傍聴等の実践的な活動を実施しています。

【医療・地域活性化】

<医療>

1. 医療体制の充実・強化

(1) 医療従事者の人材確保

医療に従事する人材は、医師以外にも看護職員を始め、理学療法士や作業療法士、検査技師などさまざまある。それらの医療従事者が働き続けられる労働環境の整備や人材確保に努め、医療体制の充実・強化をはかること。

(保健医療介護部)

医療従事者の労働環境の整備については、福岡県医療勤務環境改善支援センターにおいて、常駐する社会保険労務士資格を有するアドバイザーが、働きやすい環境整備などに取り組む医療機関に対し、相談対応などによる支援を行っています。

医療従事者のうち、地域偏在が指摘されている医師については、本県は全国3位の医師多数県ではありますが、地域や診療科の観点から医師不足の側面も見られるため、寄附講座を設置した大学医学部からの地域病院の周産期、小児科等医師不足の診療科への医師派遣、医師確保が困難な診療科で地域医療を志す医師への修学資金貸与などを行っています。

また、不足が懸念されている看護職員については、令和元年8月に設置した「福岡県看護職員確保対策協議会」での協議を重ねながら、「養成」「離職防止」「復職支援」の3本柱で確保を図っているところです。看護学生の修学機会を確保・維持するための修学資金の貸与等により、毎年度2,500人以上が看護職員として新たに就業しています。福岡県ナースセンターにおける、復職研修、無料職業紹介にて令和2年度以降、1,000人/年以上が就職しています。

理学療法士、作業療法士や臨床検査技師などについては、質の高い人材の育成が図られるよう、県内養成施設への指導に努めています。

引き続き、これらの取組を通じて、医療従事者の労働環境の整備や人材確保に努めてまいります。

(2) 医師の地域偏在解消に向けた取り組み

福岡県は医師多数県ではあるものの、医師が少数かつ 50 代以上の医師が大半という区域があり、県民にとっては将来への不安に繋がりがねない状況である。

へき地や離島のみならず、ICTを活用した遠隔診療などの導入や在宅医療を進めるなど、地域格差のない診療体制の構築を求めるとともに、引き続き医師の地域偏在解消に向けた取り組みを進めること。

(保健医療介護部)

偏在解消に向けた医師確保の取組として、①自治医科大学で養成した医師のへき地診療所等への派遣 ②大学医学部に寄附講座を設置し、講座を設置した大学から地域医療提供体制確保を担う病院へ周産期、小児、救急等の医師が不足する診療科への医師派遣 ③医師確保が困難な診療科において地域医療を志す医師への修学資金貸与 ④産科や周産期医療に従事する医師等に対する手当への助成 ⑤県内の医療機関で専門研修を行う医師への研修資金の貸与を行っています。

医師の確保が困難なへき地や離島等においては、先述の自治医科大学卒医師のへき地診療所等への派遣のほか、へき地診療所の運営費や医療機器の整備について財政的補助を行っており、ICTの活用による遠隔診療の実施に必要な通信機器等の整備に関する補助事業についても紹介し、その活用を促しているところです。

また、今年度から、外科医のなり手不足や都市部への集中による地域偏在是正に向けて、リモートでの手術指導に必要なICT機器を整備する病院を支援する取組を行っています。

そのほか、在宅医が訪問診療できない場合のバックアップ体制確立等の取組など、広域的な連携に取り組む郡市区医師会を支援しており、地域の実情に応じた在宅医療提供体制の構築にも取り組んでいるところです。

引き続き医師確保のための施策を実施するとともに地域格差のない診療体制の構築を進め、医師偏在の解消に取り組めます。

(3) 医療従事者の長時間労働への適切な対応

医師の時間外および休日労働の上限規制が適用されたことから、監視体制の強化と36協定の締結など、適正な労働環境の管理が行われることを求める。

(保健医療介護部)

医師の長時間労働に関しては、令和6年4月1日から施行された改正後の医療法に、長時間労働の医師に対する面接指導や休息時間の確保等に関する規定が設けられたところであり、当該規定の実施状況については、県及び保健所設置市が実施する医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査において確認を行い、医療機関に対し必要な助言・指導を行ってまいります。

2. 地域包括ケアシステムの推進

(1) 地域包括ケアシステムの体制強化

地域包括ケアシステムが充実することは、多くの高齢者が望んでいる住み慣れた地域で生活できる環境が整うことにつながることから、誰一人取り残されることのないシステムの充実に向け市町村と連携を強化すること。

(保健医療介護部)

医療や介護を必要とする高齢者がさらに増加することが見込まれる中、県では医療、介護、予防、住まい、生活支援といったサービスを一体的に切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を市町村と連携して進めています。

具体的には、「医療」と「介護」については、在宅医療と介護サービスを一体的に提供できる体制を構築するため、市町村が中心となって郡市区医師会と緊密に連携したサービス提供が構築されるよう支援してまいります。

「予防」については、市町村における介護予防事業が効果的に行われるように、市村や地域包括支援センターで介護予防に従事する職員に対し研修を実施しています。

「住まい」については、高齢者の身体機能や介護者に配慮した住宅改修への助成を行っています。

「生活支援」については、移動や買い物などの地域ニーズを地域の資源の資源と結びつける役割を担う生活支援コーディネーターを県で養成するとともに、地域包括支援センターの運営経費に対して、地域支援事業交付金による財政的支援を行っています。

また、各地域の包括ケアシステムの運営を支援するため、市町村職員等を対象に研修やセミナーを開催しており、今年度からは施策の進捗状況の分析やワークシートを使用したPDCAの演習等の勉強会を開催いたします。

さらに、グループワークも実施し、市町村間の情報交換及び交流を図ります。

今後も、このような取組を通じて市町村との連携強化に取り組んでまいります。

(2) 介護職員の処遇改善、職場環境改善

地域包括ケアシステムの推進においては処遇改善、職場環境改善は必要であることから、介護職員のみならず介護ケアを行っている事業所で働くすべての職員の処遇改善、職場環境の改善を求める。

(保健医療介護部)

介護職員の処遇改善については、国において、令和6年度から4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化されました。

県では、より多くの事業所が、より上位の処遇改善加算を取得できるよう、加算取得なしの事業所や、上位加算の取得を目指す事業所を対象とした勉強会の開催や個別相談を実施しています。

また、物価高騰分を含む適正な賃金水準にする必要があることから、基本報酬の引き上げによる対応を検討するよう国に要望しています。

さらに、職場環境の改善については、地域医療介護総合確保基金を活用し、事業所の管理者を対象とした雇用管理の改善や人材育成に関する研修を実施するとともに、介護業務の負担軽減・業務効率化のため、介護ロボットや介護ソフト等導入経費の助成を行っております。また、令和6年11月に「福岡県介護DX支援センター」を開設し、介護ロボットやICT機器の展示・試用貸出、業務効率化に関する研修会の実施や専門のアドバイザーによる伴走型支援などに取り組んでいます。

加えて、介護職場で働く人々にとって働きやすい職場環境の整備促進のため、労働環境改善や人材育成に取り組む介護事業所に認証を付与する「働きやすい介護職場認証事業」を令和5年度に開始し、400の事業所に認証を付与したところです。

今後もこのような制度や取組を通じ、介護職員の処遇改善、職場環境改善に努めてまいります。

(3) 「福岡県医療適正化計画」の推進について

高齢化が進んでいく中で医療費の負担が増大していくことが懸念される。県民が将来に亘り安心して医療サービスが受けられるよう、「福岡県医療適正化計画」の推進を求めるとともに、医療費の窓口負担の増加によって受診回避による健康悪化等が起こらないよう国に対し医療制度改革関連法の見直しを要望すること。

(保健医療介護部)

県では、県民の医療費の負担が過大なものとならず、誰もが安心して医療を受けられるよう、令和6年3月に策定した「福岡県医療費適正化計画（第4期）」に係る取組を推進し、医療費の伸びの適正化を目指しています。

また、医療制度改革関連法（2021年6月成立）による後期高齢者の医療費窓口2割負担の導入は、後期高齢者医療制度を支えている若い世代の負担増を抑制し、持続可能な社会保障制度を次の世代へ引き継いでいくために必要な制度だと認識しており、見直しを求めることは現時点においては考えておりません。

なお、国による後期高齢者医療制度における給付と負担の見直しに当たっては、必要な医療費の受診抑制につながるようなことがないよう、特に低所得者に十分配慮した制度のあり方を検討するよう、国に対し要望を行っております。

(4) 介護サービスに対する支援

介護サービスを必要とする人が必要なサービスを負担可能な費用で確実に受けることのできる介護保険制度を国に対して要望するとともに、県民の健康寿命をのばす施策を推進すること。

(保健医療介護部)

今後の介護給付費の増加に伴う保険料の上昇を見据え、今年度から、厚生労働省が示す標準の所得段階がこれまでの9段階から13段階に見直されるとともに、高所得者の標準乗率（保険料基準額に対する負担割合）を上げ、低所得者の標準乗率を引下げることで、低所得者の保険料上昇の抑制を図る見直し等が行われました。

今後も、高齢者の負担能力に応じた負担、公平性や均衡等を踏まえた給付内容等について、厚生労働省の社会保障審議会・介護保険部会等で検討していくこととなり、県としては、介護保険制度が将来にわたって安定したものとなるよう、適切な介護報酬の設定や保険料と国・地方の負担の在り方を含め、必要な制度の改善を引き続き国に要望していきます。

健康寿命の延伸については、福岡県健康増進計画（いきいき健康ふくおか21）において目標として定め、各施策を推進しています。

また、行政、医療保険者、保健・医療関係団体、企業・経営者団体、地域団体、マスコミなどの多様な主体で構成する「ふくおか健康づくり県民会議」を設置し、それぞれの役割の下、「健（検）診受診率の向上」「食生活の改善」「運動習慣の定着」を取組の柱として、連携を図りながら一体的に県民運動として健康づくりを推進しており、これらの取組により、県民の更なる健康寿命の延伸を図っています。

(5) チームオレンジの設置

認知症の人、またそこに関わる方々へのサポートとなるチームオレンジの役割は、高齢者が増えていく中で、ますます重要性を増している。各地域にあるチームオレンジと同等の役割を果たしている既存の施設等の整備も含め、未設置の市町村に対してチームオレンジの設置に向けた取り組みの推進を促していくことを求める。

(保健医療介護部)

県では、認知症が疑われる初期段階から、心理面・生活面を支援するため、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズと認知症サポーターを中心とする支援者をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」の取組を支援しています。

県内における設置状況は、令和4年度末時点で11市町でしたが、令和5年度末時点では19市町となっており、昨年度と比較して8市町（久留米市、行橋市、豊前市、筑紫野市、春日市、水巻町、川崎町、大任町）増加しており、着実に設置が進んでいます。

県では、全市町村での設置を目指しており、市町村の研修会を開催しているほか、今年度は、チームオレンジ未設置の全ての市町村に対して、個別訪問を行い、認知症当事者を地域で支える認知症カフェ等の既存の取組の活用事例紹介も含め、チームオレンジ設置にあたっての課題やその解決策について協議を実施しています。

今後も、このような取組を通じてチームオレンジの設置を促してまいります。

(6) 多重的見守り体制の構築

独居高齢者の増加や地域コミュニティの希薄化などにより、要介護状態の悪化や孤立死が発生することのないよう、地域の見守り機能を強化するとともに、地域の見守り機能と市町村の連携による多重的見守り体制の構築を求める。

(保健医療介護部)

県では地域の見守り体制や相談機能の強化等を推進することを目的として、小地区ごとに見守り活動チームづくりに必要な人材を養成する「見守り活動推進研修」を実施しています。令和6年4月現在で3,109(全体の89.2%)の小地区で見守り活動チームが編成されており、市町村において漏れのない見守り活動が継続して実施されるよう取り組んでいます。

さらに、県では各家庭を訪問する機会の多い事業者や地域を巡回する事業者等が訪問先等で新聞がたまっていたり、何日もカーテンが閉まっているといった異変を察知した場合に市町村に通報する仕組みである「見守りネットふくおか」への参加事業者の拡大に取り組んでいます。

令和6年10月時点では23の事業者と個別に協定を結び、それに準じて市町村が各事業者と協定を結んでおります。また、23の事業所以外でも地域の飲食販売店や配食サービス事業者、水道事業者等と市町村独自で協定を結ぶなど、「見守りネットふくおか」の仕組みを独自に広げている市町村もあります。

県では、今後も研修会の開催や「見守りネットふくおか」に関する包括協定の参加事業者の拡大に取り組み、多重的見守り体制の構築に取り組んでまいります。

3. ケアラー支援に関する取り組みの推進

ケアラー、ヤングケアラーは、周囲に頼ることができない場合も多く、気付けにくい一面がある。「ヤングケアラー」の支援を明文化した子ども・若者育成支援推進法改正案の成立により、相談窓口の強化・各種制度の周知や必要な情報・支援が届く体制が構築されることを期待している。しかしながら、制度の狭間にいるケアラーなどへは支援が行き届かず、取り残されることへの懸念もあることから、ヤングケアラーを含む、すべてのケアラーに必要な情報、支援が確実に届き、分け隔てなく支援を行うための条例を制定すること。

(保健医療介護部) (福祉労働部)

ヤングケアラーについては、本人がその問題に気づいておらず、当事者からの相談に繋がりにくい実態があることから、令和5年度に、県において、こども向けのリーフレットを作成し、小中学生に配布して、啓発を行いました。また、ヤングケアラーの発見と支援へのつながりは、教育・福祉・医療・介護等の機関との連携が重要であることから、関係機関の職員向けに、啓発動画を作成し、発見時の対応方法の理解を深めるとともに市町村への繋ぎを促進します。

さらに、ヤングケアラー支援のための窓口設置、関係機関との情報共有や調整、協働して支援に取り組むネットワークの構築といった、市町村における支援体制整備を促進するため、ヤングケアラー支援の手引きの見直しを行い、支援体制構築支援に取り組んでおります。

このような取組により、ヤングケアラーを必要な支援に繋げてまいります。

難病患者等の介護を行う方への支援については、福岡県難病相談支援センターにおいて、療養・日常生活における相談支援等を実施しています。

また、在宅で人工呼吸器又は補助人工心臓を使用する難病患者や人工呼吸器等を使用する小児慢性特定疾病児童の介護を行うご家族等が休息（レスパイト）を取れるよう、レスパイト入院事業を創設し、受入医療機関に対して費用の助成を行い、介護者の負担軽減を図っています。令和5年度は、難病患者が延べ31人（延べ341日）、小児慢性特定疾病児童が延べ20人（延べ81日）利用しています。

高齢者の介護を行う方への支援については、市町村において、地域包括支援センターに高齢者に関する総合相談窓口を設置し、高齢者やその家族からの相談に応じるとともに、地域の実情に応じて介護者交流会や介護教室の開催といった家族介護支援事業を行っています。

また、県においては県民に対して介護の知識や技術の普及を図るとともに、高齢社会は県民全体で支えるものという考えを広く県民に普及するため、一般県民向けの介護講座を開催しています。令和5年度は、過去最高の約5,400人が講座を受講しています。こうした取組を通じ、ケアラー支援への理解を深めてまいります。

在宅の医療的ケア児のご家族等介護者の負担軽減を図るため、訪問看護師が自宅等を訪問し、一定時間医療的ケアを代替する際の費用の一部を負担する日常生活支援事業（市町村補助事業）を実施しており、令和6年9月時点では、51市町村で事業化されています。

現時点においては、条例化を図るよりも、こうした取組をしっかりと進め、介護や看護に携わるご家族の皆さまの負担軽減を図っていくことが重要であると考えております。

<地域活性化>

1. 福岡県交通ビジョン 2022 の推進

(1) 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築

地域公共交通を持続可能なものとするには誰もが移動しやすい交通環境を整備し、利便性の向上や利用促進を進めていく必要がある。一方で公共交通に関わる人材が不足し、運行本数の維持にも影響が出てきている。また事業者の事業継続性が低ければ、将来にわたる地域公共交通ネットワークの維持・構築は難しくなるため、引き続き支援を行うこと。

(企画・地域振興部)

地域公共交通の維持に対する補助制度として、国の「地域公共交通確保維持改善事業」があり、令和2年11月の法改正に伴い、地域公共交通計画の策定と補助制度が連動化されました。

地域公共交通計画は、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランであり、県では、市町村における計画策定を進めるため、担当者研修会などを活用し、地域公共交通計画策定の必要性や関連する国の支援制度等について説明しています。

また、バス・タクシー運転手の確保に向け、令和5年11月、学識者、交通事業者、九州運輸局、北九州市、福岡市及び嘉麻市で構成する「福岡県地域公共交通運転手不足問題検討会議」を設置し、さらに、今年度からは、当該会議を「福岡県地域公共交通運転手確保等実行委員会」に発展させ、運転手の魅力や重要性を発信する特設サイトと動画を制作するとともに、魅力発信イベントや運転体験会などを実施しているところです。

(2) 広域連携型コンパクトシティの構築

交通空白地や交通不便地ではコミュニティバスやオンデマンド交通が移動の自由に繋がるものとなることから、生活拠点から交通結節点への移動がスムーズになるようコミュニティバスの運行本数や乗り換えのダイヤの見直し、また既存路線の競合運行の整理等を適切に行い、利用者の更なる利便性向上に努めること。また運行を行っている交通事業者や各所施設の整備などへ支援を行い、広域連携型コンパクトシティを構築させること。

(企画・地域振興部)

地方自治体が交通施策に関する協議を行う場として、道路運送法に基づく地域公共交通会議や、地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会などがあり、運輸局、鉄道・バス・タクシーなどの交通事業者、そして地域住民の皆様等、多様な主体が構成員になり、それぞれの地域の実情に応じた課題について議論し、その対応策を検討しています。

県では、各市町村が設置しているこれらの地域交通に関する協議会等に参加し、必要な助言を行っています。

さらに、今年度からは、市町村と交通事業者が連携・協働し、路線バス等の利便性、持続可能性、生産性を高め、又は新たな交通手段を導入するために実施する取組に対して支援も行っています。

(3) 公共交通施設のバリアフリー化

誰もが移動しやすい交通環境となるよう駅やホーム、バス停などの公共交通施設のバリアフリー化は必要であることから、誰ひとり取り残さず、さまざまな人が自由に移動できる活力ある街を作り上げていくための公共交通施設のバリアフリー化を推進すること。

(企画・地域振興部)

県では、今年度から、鉄道事業者が国の補助制度を活用して実施する鉄道駅のバリアフリー化整備に要する費用のうち、市町村が負担する額の一部を支援する制度を創設しています。バス停については、バス利用者を増やすため利便性向上に取り組む事業に対して助成を行っております。

また、公共交通施設のバリアフリー化に向け、県、市町村、経済団体等で構成する「福岡県地域交通体系整備促進協議会」等を通じて、交通事業者への要望を行っております。

一方、国に対しても、バリアフリー化のため交通事業者に必要な支援がなされるよう、補助制度の充実・強化及び必要な予算の確保に関する要望を行っているところであります。

(4) 交通ネットワークへの支援

物流やタクシー等を含む交通ネットワークに関わる産業では慢性的な人員不足、長時間労働、コスト増や法規制等もあり適切な価格転嫁もできていないなど課題が山積していることから、引き続き交通ネットワークの円滑化、強靱化のため支援すること。

(企画・地域振興部) (商工部)

バス・タクシー運転手は、高齢化・人口減少を背景に減少を続けており、労働時間規制の強化による「2024年問題」に伴い、人手不足がさらに深刻化しています。

このため、県では、今年度から、女性や外国人など多様な人材を運転手として受け入れるために必要なトイレや更衣室の改修、配車アプリの導入など職場環境の整備に対する助成を行っており、令和6年12月3日現在で88件、33,339,549円が交付決定済みとなっています。

また、学識者、交通事業者、業界団体、行政機関等で構成する「福岡県地域公共交通運転手確保等実行委員会」を発足し、これまでバス・タクシーの運転手に関心のなかった若者や女性等の皆様に興味を持っていただくため、運転手の魅力や重要性を発信する特設サイトと動画を制作するとともに、魅力発信イベントや運転体験会などを実施しているところです。

トラック輸送は、物流の基幹産業として、経済活動や県民生活に不可欠な物資の輸送を担っており、災害時の支援物資輸送の面をとっても、非常に公共性が高い業種であると認識しています。

県では、トラック事業者の輸送力確保、輸送サービス向上、安全運転確保等を目的として公益社団法人福岡県トラック協会に対し福岡県運輸事業振興助成交付金を毎年度交付しており、物流の円滑化・強靱化に係る各種事業に活用されているところです。

また、令和6年度においては、厳しい経営環境のなか、貨物自動車運送に係る「物流の2024年問題」において懸念される輸送力不足に対応する中小トラック事業者を支援するため、「貨物自動車運送事業経営強化緊急支援補助金」事業を実施しております。

こうした取組を通じて、トラック事業者への支援をしっかりと行ってまいります。

2. 渋滞緩和・走行環境への対策

都心部と繋がる幹線道路などは朝夕の渋滞が著しく、公共交通の定時制が守られていない現状がある。バス優先・専用レーンが設置されている地域では、一般車両への周知の徹底や取締りを求めるとともに、バス優先・専用レーンのない地域では、交通事業者や商業施設等と連携したパーク・アンド・ライドやフリンジパーキングの更なる周知、また都心部では駐車場の配置適正化を実施するなど、県内各地域の状況に応じた渋滞緩和対策を実施すること。

(県警本部) (企画・地域振興部) (建築都市部)

規制時間における通行帯違反の取締りを実施し、路線バスの定時運行の確保に努めております。今後も、路線バスの定時運行の確保に向けた取締りを継続してまいります。

パーク・アンド・ライドについては、市町村や交通事業者等と連携しながら、公共団体が管理している駐車場や、公共交通機関の定期等を利用している方が駐車料金の割引等の優待サービスを受けることができる駐車場を県のホームページに掲載し、周知を図っています。

引き続き、定期的に情報の更新を行い、県内のパーク・アンド・ライド駐車場の情報提供に努めてまいります。

フリンジパーキングの取組は、県内では福岡市が実施していますが、一昨年前から県の広報紙等の県広報ツールを活用し、より広域的なPRを行っております。県広報ツールを活用することで、広域的に制度の周知を図ることができるため今後も継続してまいります。

駐車場の配置適正化につきましては、福岡市が取り組むフリンジパーキングや、福岡市と北九州市が駐車場の隔地化に取り組んでおり、都心部への交通流入を抑制しております。県としては、こういった先進的取組について他自治体へ情報提供を行い、渋滞緩和が促進されるよう協力してまいります。

3. 公共交通の犯罪対策支援

カメラ等の設置は痴漢や盗撮等の性犯罪への抑止効果という観点からも必要であると考えますが、事業者のみですべての設備を整えることには限界がある。犯罪防止への啓発活動や犯罪を未然に防ぐ取り組みを行うとともに、車内防犯設備の設置拡大に向けた支援を求める。

(県警本部) (企画・地域振興部)

地域住民、自治体、企業等と連携して、痴漢・盗撮被害防止に向けたキャンペーンや合同パトロールを実施するほか、痴漢等事犯の発生実態に基づいた被害多発場所、路線及び時間帯を中心に警戒活動を強化するなど、被害の未然防止に向けた活動等に努めてまいります。

バスにおいては、既に多くの事業者で防犯カメラの設置がなされております。

また、鉄道においては、令和5年10月に、新幹線と1キロ当たりの1日平均乗客数が10万人以上の路線で車内防犯カメラの設置を義務づける改正省令が施行されました。

中小民間鉄道や第三セクター鉄道において防犯カメラの設置を行う場合には、国の補助制度である「地域公共交通確保維持改善事業」を活用することができます。

県としては、引き続き、国に対し鉄道の安全輸送の確保に必要な予算の確保について要望してまいります。

4. 交通空間の整備および交通マナー向上の推進

(1) 通学路等の危険個所の改善

登下校時の通学路にガードレールが無いなど、安全に通行できない歩道が県内に多数存在している。また夏場などは草などが生い茂り、児童生徒の存在が気付かれにくい箇所もあるが、道路の管理者が多岐にわたり改善要望が届きにくい現状がある。

そのことから県としてリーダーシップを発揮し、各道路を管轄する市町村と連携し、児童生徒を守るための通学路の改善・整備に向けた対策を講じること。

(県土整備部)

市町村が策定した通学路交通安全プログラムに基づき、毎年、道路管理者、警察、教育関係者、地元自治会等と通学路の合同点検を実施し、危険箇所の抽出、対策を実施しています。

引き続き、関係者と連携しながら、通学路の安全対策に取り組んでまいります。

(2) マナー違反者への指導や取締りの強化

歩道や車道が歩行者・自転車・バイク・自動車や新たに増えてきた電動キックボードなど、それぞれが安全に通行できる場所となるよう走行環境の整備や適切な信号の設置などを行うこと。また危険走行や駐車違反などのマナー違反者に対しては指導や取締りを徹底すること。

(県警本部)

県警察としましては、道路管理者と連携し、歩行者、自転車その他小型モビリティ及び自動車のそれぞれが安全で快適に通行できる道路交通環境の整備に努めてまいります。

交通違反者には積極的な指導警告を行い、警告に従わないなど悪質・危険な違反者に対しては確実な検挙措置を講じてまいります。

(3) 交通安全運動などの安全対策の促進

ヘルメットの着用が努力義務になって1年が経過したが、ヘルメットの着用率は低迷している。そのことから交通安全運動や街頭啓発等を通じて、自転車利用者にヘルメット着用の必要性を浸透させ、着用率が向上する取り組みを求めるとともにマナー向上につながる取り組みを進めること。

(人づくり・県民生活部) (県警本部)

自転車のヘルメット着用については、着用のイメージをアップするデザインを施したチラシ・ポスターにより、自転車販売店、貸付業者などの関係機関・団体とも連携した継続的な周知啓発を図っております。

また、学校などに配布する自転車安全利用啓発コミックブックを改訂しヘルメット着用の重要性を追記したほか、ウェブサイトやSNS媒体等の広報媒体を活用した情報発信による広報啓発も行っています。

春・秋の交通安全フェアや街頭キャンペーン、ツール・ド・九州 2024 といった、関係機関・団体とも連携したイベントを活用し、自転車の基本的な交通ルールの遵守やヘルメット着用による被害軽減効果等について周知を図るとともに、ヘルメット着用体験での着用呼びかけ、啓発チラシを利用した自転車利用者に対する直接指導なども行っています。

さらに、高校等に対し、ヘルメットの着用を自転車通学の許可条件等とする「自転車ヘルメット着用推進モデル校」への指定を働き掛けているほか、従業員等に対しヘルメット着用を徹底させるなどの積極的な取組を行う事業所等を「自転車ヘルメット着用推進宣言事業所」に認定するなど、着用促進に向けた取組も推進しています。

今後も、関係機関・団体と連携し、四季の交通安全県民運動をはじめあらゆる機会を捉えて、ヘルメット着用をはじめ自転車の安全利用の啓発を行ってまいります。

5. デジタル・ガバメントの推進

マイナンバー制度を推進することは公平・公正な税制、社会保障制度の確立など、国民生活の利便性向上などを実現するために不可欠な社会基盤である。しかしながら、「メリットを感じない」「情報流失への懸念」などの理由からマイナンバーカードの完全普及には至っていない。そのことからマイナンバー制度の必要性や安全性の一層の周知、個人情報管理体制の強化を国に対し要望すること。また利用者の利便性向上と行政運営の効率化のためのデジタル化の一層の推進をはかること。

(企画・地域振興部)

マイナンバー制度の推進には、制度やその安全性についての国民の理解が不可欠であることから、これまでも機会を捉えて国に働きかけているところです。今後も、国民の不安を払拭できるよう、引き続き丁寧に対応することを国に要望してまいります。

また、県では、県の簡易申請システムや国のシステム等を活用し、従来、書面や対面で行っていた行政手続のオンライン化に取り組んでおり、令和5年度末時点で6,019手続のオンライン化を実施しております。

今後も、利用者の利便性向上や行政運営の効率化を推進するため、行政のデジタル化について一層の推進を図ってまいります。

6. 投票率向上の取り組み

(1) 期日前投票所の整備・推進

民主主義の基盤となる国民の政治参加の促進には、投票率の低下は見過ごせない問題であり、投票率を向上させることは喫緊の課題である。そのことから市町村と連携し、大型商業施設等に期日前投票所を設置するなど、投票行動に繋がる環境の整備を求める。

(企画・地域振興部)

県選管では、期日前投票所について、有権者にとって利便性の高い大型商業施設への設置や新たに有権者となった高校生や大学生に投票を促す効果が期待される高校や大学への設置について積極的に検討するよう、市町村選管に働きかけています。

一方、期日前投票所の設置については、事前準備から当日の運営まで、人員等の執行体制の確保が課題となっており、大型商業施設における期日前投票所の設置や運営を外部委託や人材派遣を活用して実施している例があるため、事務の参考として県内自治体における契約実例等についての資料を昨年7月、各市区町村選管あてに送付したところです。

なお、今回の衆院選では16箇所ショッピングセンターに期日前投票所が設置され、前回(R3)の衆院選の6箇所から大きく増加しております。

(2) 新たな仕組みづくりの推進

投票率向上の取り組みとして、インターネット投票など公選法見直しを含め、投票意欲を高める新たな仕組みづくりの推進を国に対し要請すること。

(企画・地域振興部)

公選法等の選挙制度の改正に関する国への要望については、都道府県選挙管理委員会連合会を通じて行っていますが、その中で以下のような投票率向上に資する見直しも要請しているところであり、今後も機会を捉え、引き続き要望を行ってまいります。

・有権者の利便性向上・投票率向上の観点から、インターネット投票の実現に向け、よりスピード感をもって取り組むこと

・選挙人に早期の情報提供が行えるよう、選挙公報の全戸配布が困難な場合の補完措置として、新聞折り込み、選挙人にとって利便性の高い場所(駅やショッピングセンター等)への備え付けやインターネット活用等についての規定を設けること

・参政権の保障の観点から、郵便等投票のできる者の範囲を拡大すること

7. 新しい生産技術開発等に向けた産学官との連携および支援

水素分野、バイオ分野、半導体部門へ引き続き支援を行うとともに、将来へ向けて期待が高まっている新たな形の太陽光発電など、国の動向も見つつ、新分野への生産技術開発に向けた初期段階の支援、また研究等への支援を求める。

(商工部)

【水素分野への支援】

水素は、カーボンニュートラルのキーテクノロジーとされており、県では全国に先駆けて産学官で水素社会の実現に向けて取り組んできました。令和4年には、環境施策を経済成長につなげるため、「福岡県水素グリーン成長戦略」を策定しました。

この戦略のもと、水素分野への参入や水素関連技術・製品の導入等にむけた助言・マッチングを行うとともに、九州大学に集積する水素関連研究拠点と連携しつつ、製品開発や社会実証等への支援に取り組んでまいります。

【バイオ分野への支援】

バイオ分野は、久留米市と連携し、福岡バイオコミュニティ推進会議を核として、バイオ関連企業や研究機関の集積、バイオエコシステムの形成に向け取り組んでいます。「次世代創薬」「再生医療」「バイオものづくり」「機能性表示食品」の4分野を中心に、研究開発支援、ベンチャー育成支援、事業化支援等の取組を行っており、上場や資金調達を達成する企業等も生まれています。

令和5年10月には、県内バイオベンチャーへの投資や協業を生み出すため、知事をはじめ産学官のトップと県内バイオベンチャーによる訪問団を、世界最大のバイオエコシステムの先進地であるボストンに派遣しました。現地ではマサチューセッツ州政府や世界的なスタートアップ支援機関であるC I C（ケンブリッジ・イノベーション・センター）、MassBio（マスバイオ）等を訪問し、県の取組をPRするとともに、日本の地方自治体として初めて、在ボストン日本国総領事館においてピッチイベントを開催しました。

このボストン訪問を契機に、令和6年度には、県内バイオベンチャーの海外展開を支援するため、海外展示会への出展支援、米国での医薬品承認等の支援を実施しています。

今後も引き続き、バイオ産業の集積、県内バイオ関連企業の成長に向けた、産学官連携の推進・支援に取り組んでまいります。

【半導体分野への支援】

本県では、今後成長が見込まれる「半導体・デジタル」分野の取組を強化するため、令和4年6月、産学官による新たな産業振興プラットフォーム「福岡県半導体・デジタル産業振興会議」を設立しました。この振興会議を核として、県内企業の新製品開発等に対する助成などの「地元企業のサプライチェーンの強化」、「人材の育成・確保」、「企業誘致の強化」を三本柱として、産学官が連携の下、カーボンニュートラル時代の製造業を支えるパワー半導体など“グリーンデバイス”の一大開発・生産拠点形成を目指しています。

今後も引き続き、半導体産業の集積、県内半導体関連企業の成長に向けた、産学官連携の推進・支援に取り組んでまいります。

【新分野への生産技術開発・研究等への支援】

県では、企業の新技術・新製品開発への補助により、ものづくり中小企業の競争力強化を図る施策を実施しています。今年度は「脱炭素社会実現のための新製品開発支援補助金」を実施し、工業技術センターや大学を活用し、脱炭素社会実現のための省

エネ化に繋がる製品開発を行うものづくり中小企業の新技術・新製品開発を支援しています。

8. 新たなモビリティサービスの活用と課題および地域活性化に向けた取り組み

新たに始まった九州 MaaS を始めとする ICT を活用したシームレスな移動サービスを通じて、九州内の魅力を余すことなく国内外へ発信し、多くの観光客が九州を訪れることを期待している。しかし一方で、キャッシュレスや多言語化への対応等、受け入れ態勢の環境整備等への負担が懸念されることから、支援を含め地域が活性化するための対策を講じること。

(企画・地域振興部) (商工部)

多言語化やキャッシュレス化への対応については、県、市町村、経済団体等で構成する「福岡県地域交通体系整備促進協議会」等を通じて、交通事業者に要望を行っています。

また、県としては、鉄道事業者に対して、国の補助制度を活用した環境整備を促してまいります。

県では「福岡・大分デスティネーションキャンペーン」の開催を契機に、二次交通の課題を解消し、多様な魅力を持つ県内各地域の観光地を周遊していただくため、令和6年4月から県内周遊バスツアー「よかバス」を開始しました。

キャンペーン期間中の3か月で、前年同期比約3割増の219本のツアーを実施し、約7,000人の方が参加され、大変ご好評をいただきました。

引き続き、この「よかバス」商品の充実及びプロモーションに取り組むとともに、9月補正予算により、同時多言語翻訳ツールを整備した「よかバス」商品の開発など、インバウンドの誘客にも取り組むことで、本県を訪れた国内外の観光客の皆様が、県内各地域を周遊していただけるよう促してまいります。

また、誰もが快適に観光できる基盤づくりに向けて、宿泊施設や市町村が実施するキャッシュレスや多言語対応等の取組を支援するほか、宿泊施設や飲食店等を対象とした多言語電話通訳サービスの提供などを行ってまいります。

【環境・安全】

<環境>

1. 環境保全と地球温暖化対策の強化推進

福岡県環境総合ビジョン(第五次福岡県環境総合基本計画)の着実な推進に向け、引き続き SNS の活用等、広報・周知活動を充実し、SDGs の考え方を浸透させるとともに、目標達成に向けた取り組みを進めること。

(環境部)

SDGs の考え方を活かして策定した福岡県環境総合ビジョンの着実な推進に向け、福岡県環境総合ビジョンの目標達成に向けては、「環境白書」で毎年度末における目標の達成状況を公表するとともに、以下の取組を行っています。

①庁内協議機関である「福岡県環境対策協議会」で、全庁的に計画の推進を図り、必要に応じて目標や施策の見直し等を検討します。

②県民や事業者の団体、市町村等からなる「福岡県環境県民会議」を活用し、県民・事業者・行政が一体となって計画の推進を図ります。

③県の保健福祉環境事務所に設置されている「地域環境協議会」を活用し、地域における計画の推進を図ります。

また、引き続き、福岡県環境部が運用する公式 X アカウントを活用して、タイムリーに発信するほか、SNS 以外の広報・周知活動として、環境白書、環境教育教材の発行などを行います。

2. 「2050 年カーボンニュートラル」の実現

(1) 「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向け、以下の取り組みを行うこと。

①県が取り組みを進めている、「デコ活」「エコファミリー」および「九州エコファミリー応援アプリ(愛称:エコふぁみ)」の周知・広報活動の充実・強化

(環境部)

脱炭素社会を実現するためには、県民、一人一人が省エネ・省資源などの取組を継続して実践することにより、脱炭素型ライフスタイルに転換していく必要があり、「デコ活」「エコファミリー」はその後押しとなる取組です。

県では、福岡県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員による地域イベントや出前講座など様々な機会を通じて啓発を行うほか、市町村とも連携してエコふぁみの普及に取り組んでいます。

また、脱炭素型ライフスタイルへの転換を促すため、次世代を担う子どもたちが地球温暖化問題を中心とした環境問題について、自ら考え、行動を見つめなおすことができるよう、環境教育副読本や地球温暖化対策ワークブックを作成し、総合的な学習の時間などに活用されています。

今後も、これらの啓発や教育の充実により、県民の省エネ・省資源などの取組促進を図ってまいりたいと考えています。

②地方公共団体実行計画の策定・改定や同計画に基づく取り組みが困難な市町村
に対する継続した必要な支援

(環境部)

県では、計画策定・改定や同計画に基づく取組が困難な市町村に限らず、既に計画策定・改定作業や取組を進めている市町村においても、計画改定や更なる取組を促進するため、一体的な支援を行っており、近年、計画策定や、県の施策の周知など連携した取組を行っている市町村は、令和6年12月時点で、地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定した市町村数が55、地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定した市町村数が37と増加傾向にあります。

今後も、各市町村の意向確認等を行いながら、福岡県版の計画ひな形の改訂・配布などにより、必要な支援を行っていきます。

(2) 福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）における施策によっては、雇用や暮らしをはじめとした地域経済・社会へ「負の影響」が生じる可能性があることから、以下について要求する。

①計画の実施にあたっては、「公正な移行」の実現やS+3Eの確保を念頭に、分野横断的課題に対応できる体制を部局横断的に構築すること。

(環境部)

地球温暖化対策は、エネルギー、家庭、産業など、様々な分野に関わることから、全庁を挙げて取り組む必要があります。

そのため、全庁横断的な地球温暖化対策施策連絡調整会議を活用して、2050年カーボンニュートラルを達成するための対策・施策を総合的、かつ、計画的に推進するための施策大綱として、「福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）」の策定を行い、毎年、進捗管理や情報交換を行うなど、各部としっかりと連携して取り組んでいるところです。

②失業や労働移動による労働条件の低下などの雇用への悪影響が生じうる産業・地域の特定制と、その影響度の測定と分析を進めること。

(福祉労働部)

地球温暖化対策により、個別に労働条件が低下するなどの雇用への悪影響が生じうる産業や地域については、地球温暖化対策が国際的な課題であり、国がどのような施策を実施するか明らかにされていないことから、想定が困難です。当面は国の動向に留意してまいります。

③上記②の分析により悪影響が生じることが想定される場合は、「公正な移行」の具体化に向けて、「グリーンな雇用創出」や「地域脱炭素化」、「失業なき労働移動」と重層的なセーフティネットの検討の早期着手と必要な予算措置を行うこと。

(福祉労働部)

地球温暖化対策により、個別に労働条件が低下するなどの雇用への悪影響が生じうる産業や地域については、地球温暖化対策が国際的な課題であり、国がどのような施策を実施するか明らかにされていないことから、想定が困難です。

「失業なき労働移動」及び重層的なセーフティネットの検討については、今後の国

の動向を注視してまいります。

3. 安全・安心で安定的なエネルギー社会の実現

- (1) 「福岡県地域エネルギー政策研究会」が示した、福岡県（地域）がめざすべき方向性に基づく、エネルギー施策を引き続き推進するとともに、県民への周知・広報活動を充実すること。

(企画・地域振興部)

産学官の有識者で構成される「福岡県地域エネルギー政策研究会」は、安定的なエネルギー・電力需給を確保し、産業の活性化や雇用の確保を図るために地方が果たすべき役割や取組について幅広く研究することを目的としています。

研究会からは、県をはじめとする自治体、事業者、県民、大学・研究機関など各主体が目指すべき方向性を示した提言が出されており、県では、この提言を指針として、各主体と連携・協力しながら、様々なエネルギー施策に取り組んでおります。

併せて、福岡県エネルギー政策推進本部会議を設置し、部局間の施策連携を図るとともに、課題を共有し、研究会の提言・意見を踏まえたエネルギー施策の進捗管理を行うことで、全庁的にエネルギーに関する施策を推進しております。

また、県が取り組むエネルギー施策について、知事定例記者会見や報道機関への情報提供、県広報番組、県広報紙、県公式SNS、ホームページなどにより、県民に対する周知を図っているところです。

- (2) 再生可能エネルギーの着実な普及拡大に向け、引き続き取り組みを進めるとともに、薄くて軽く曲げられ、素材を日本で調達できるなどの特徴を持つ、ペロブスカイト太陽電池の活用の考え方を明らかにすること。

(企画・地域振興部)

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、地産地消が可能な分散型エネルギーであることから、これまでその普及促進に取り組んできた結果、2023年度の再生可能エネルギー発電設備導入容量は328万kWと、県総合計画の2026年度末の目標である405万kWに向け着実に増加しております。

ペロブスカイト太陽電池の導入に当たっては、低コスト化に向けた技術開発や量産体制の構築、官民での需要の創出、適正な廃棄・リサイクルを見据えた枠組みの確保といった検討課題があります。

これらの課題を協議するため、昨年5月、国、自治体、企業等で構成される官民協議会が発足し、本県も参画しています。この協議会での議論を踏まえ、再生可能エネルギー導入の更なる促進を図る観点から、県内へのペロブスカイト太陽電池の導入の可能性について、研究を行ってまいります。

(3) 利用者の視点に立った自動車の電動化に向けては、エネルギー供給および周辺インフラ設備のあり方が課題となることから、以下について要求する。

① 昨年から継続している「CASE（ケース）等関連技術開発支援補助金」および今年度から実施している電動化関連の課題の解決に繋がる製品・生産設備の試作や開発を支援する「電動化参入支援製品開発補助金」の周知を強化するとともに新たな施策を検討・実施すること。

(商工部)

関係機関へのメルマガやフォーラム等の多数の事業者が参加するイベントでの資料配布だけでなく、CASEプロモーターが企業訪問を行う際にそれぞれの事業者にあった補助金活用方法を提案することで周知の強化を図っております。

また、今後においてもCASE関連の課題解決に向け様々な施策を検討してまいります。

② 将来的なグリーン水素の輸入を視野に入れた企業マッチングや大学の研究交流等を支援するため、県や県内企業で構成する訪問団により豪州ニューサウスウェールズ州に派遣した成果を明らかにすること。また、その成果を踏まえた現状の取り組み等について明らかにすること。

(商工部)

昨年度のニューサウスウェールズ州への訪問では、両県州が共通して成長を目指す水素分野において、州政府関係者と互いの取組や将来ビジョンについて意見交換を行い、令和5年11月に「水素分野における協力促進に関する覚書」を締結しました。

令和6年度は、覚書に基づき、オーストラリアで開催されたエネルギー関連の大型展示会への県内企業の出展支援を行いました。また、同州の企業団を本県に招いて商談会を実施予定としており、同州との産学官交流を推進しています。

③ 電動車普及にあたっては、充電・充てんインフラの整備が必須であることから、電動車購入および急速充電器を含むインフラ導入時における福岡県独自の補助金等の実施について検討すること。

(商工部) (環境部) (企画・地域振興部)

事業者がディーゼル車と同等の価格でFCトラックを導入できるよう、国の補助に加え、県の補助を行っております。今年度からは、水素代と軽油代の差額を補うための補助を開始したところです。

また、これまで水素ステーション整備に際し、国の補助に加え、県独自の補助金の活用により、民間事業者の整備を促進してきました。

今年度からは既存の水素ステーションに対し、運営費の補助を開始したところです。

さらに、7月に設置した官民協議会において、商用FCモビリティの導入と水素ステーションの一体的な整備を促してまいります。

県民の健康保護と生活環境の保全等快適な環境の確保に寄与することを目的として、県内中小企業等に対し、環境保全施設等の整備に必要な資金を融資しており、電動車を含む次世代自動車の購入等も対象としています。

県内中小企業を資金面で支援する「エネルギー対策特別融資制度」を運用し、電気自動車に電気を供給する設備等について、長期・低利で融資を行っております。

- ④今後の水素利活用に向けては、早急な水素ステーションの整備、並びに過去整備した水素ステーションの運営にかかる補助を求める。

(商工部)

県では、これまで水素ステーション整備に際し、国の補助金に加え、県独自の補助金の活用により、民間事業者の整備を促進してきました。

また、今年度からは既存の水素ステーションに対し、運営費の補助を開始したところ です。

さらに、7月に設置した官民協議会において、商用F Cモビリティの導入と水素ステーションの一体的な整備を促してまいります。

<安全>

1. 総合的な防災・減災対策の充実・強化

毎年、全国各地で大規模な自然災害が発生し、本年も令和6年能登半島地震により甚大な被害が発生した。そのため、平常時から想定される最大規模の災害に備えた防災・減災対策を講じることが求められていることから、以下について要求する。

(1) 福岡県地域強靱化計画の推進

福岡県地域強靱化計画における評価「C（目標達成に向けより一層の推進が必要）」「D（目標達成困難）」への今後の対応について明らかにするとともに、引き続き、適宜県民へ公表すること。

(総務部)

福岡県地域強靱化計画については、毎年度、計画本編とともに、計画に定めた取組の進捗状況、評価及び評価を踏まえた今後の対応を、県ホームページに掲載し、公表しています。

(2) 福岡県建築物耐震改修促進計画

地震に強いまちづくりの推進に向けた取り組みを継続するとともに、以下について対応を強化すること。

①耐震化に向け調整中の3棟に登校する児童生徒の安全を確保するため、学校施設の早期耐震化に向け、引き続き、当該自治体に対する指導・助言を行うとともに、国との連携を強化すること。

(教育庁)

耐震化が未完了である2市町村に対して、現状や課題をヒアリングした上で、国庫補助制度の活用等により早期耐震化にむけ、国とも連携しながら、引き続き指導・助言を行ってまいります。

②令和6年能登半島地震で明らかのように木造戸建て住宅の耐震化は非常に重要であることから、引き続き、耐震改修補助制度の周知・徹底をはかること。また、更なる耐震化の促進に向けた情報共有や意見交換を行うため本年設立した「福岡県住宅・建築物耐震化連絡協議会」との連携のあり方等について明らかにすること。

(建築都市部)

木造戸建て住宅の耐震改修補助については、耐震化に要する費用の一部を市町村を通じて支援しているところです。これまで耐震化の普及啓発パンフレットによる周知のほか、民間事業者と連携した普及啓発活動や耐震診断アドバイザーによる診断結果に補助制度に関するチラシを同封するとともに、市町村からも広報誌への掲載やダイレクトメールでの補助制度の案内などの協力をいただいております。

今後も引き続き、このような取組を通じて補助制度を周知してまいります。

また、県内に依然として多数存在する耐震性が不足する住宅・建築物を解消するため、更なる耐震化の促進に向け設立した「福岡県住宅・建築物耐震化連絡協議会」において、県、市町村及び関係団体が連携を強化し、住宅・建築物の耐震化に関する課題や情報の共有及び取組の検討を行っております。現在、部会において取組事例の紹介やグループディスカッション等を実施しております。

- ③総務省の資料（2023. 9. 1）によると、福岡県の防災拠点となる公共施設棟の耐震化は、文教施設等に比べ、社会福祉施設・市町村庁舎・体育館が低い実態にあることから、早急に対策を行うこと。

（総務部）（建築都市部）

県では、毎年、市町村等防災関係課長会議や市町村ヒアリングにおいて緊急防災・減災事業債等の活用により、市町村庁舎等の耐震化に取り組むよう要請しています。防災拠点となる公共施設等の耐震化が進むよう、引き続き指導、助言を行ってまいります。

市町村の防災拠点の耐震化につきましては、引き続き市町村へ耐震化を促すとともに、財源の確保に関する情報提供や助言を行ってまいります。

（3）地域インフラの整備

公共交通網やライフラインは被災すると復旧に長い時間がかかり、その間の地域経済や地域住民の生活に極めて大きな影響を及ぼすことから、以下の取り組みを強化・推進すること。

- ①公共交通網やライフラインの途絶を未然に防ぐ取り組み（リダンダンシー向上）に向け引き続き防災・減災対策を推進すること。

（県土整備部）（建築都市部）

道路の法面・盛土の土砂災害防止対策について、大規模災害時の緊急輸送を確保するため、緊急輸送道路の長大切土や高盛土を定期的に点検し、点検で得られた施設の状態を踏まえた措置を適切に講じてまいります。また、自然斜面においても、雨量通行規制の制度や道路防災総点検を活用して、防災対策を推進してまいります。

物流上重要な道路輸送網として指定されている「重要物流道路」や重要物流道路の脆弱区間の代替路、重要物流道路から防災拠点（備蓄基地・総合病院等）までのアクセス道路としての役割を持つ「代替・補完路」について、災害時においても安定的な輸送を確保するため、改良整備などを重点的に進めます。

ライフラインの確保に向けては、福岡県地域強靱化計画に基づき、耐震化（上水道の基幹管路の耐震適合率のR 4末時点K P I：42.2%、地震対策上重要な下水道管渠の地震対策実施率のR 5末時点K P I：48.4%）や浸水対策（下水道による都市浸水対策達成率のR 5末時点K P I：72.1%）の進捗を図ってまいります。

また、被災時においても機能維持・早期復旧のため、業務継続計画の情報更新及び定期的な訓練を実施し、影響を最小限に抑えるよう努めてまいります。

- ②「福岡県地域強靱化計画」に基づく、交通インフラや上下水道・汚水処理施設等の重要業績指標に関わる対策については、計画の前倒しも含め強化すること。
(県土整備部) (建築都市部)

道路橋梁の耐震対策、及び老朽化対策については、現在計画的に進めている状況であります。

今後も進捗管理に十分に行いながら、遅滞なく対策を進めてまいります。

市町村橋梁点検等技術講習会については、継続して実施してまいります。

重要業績指標の「無電柱化」はR 5年度末時点で16.8kmの整備が完了しており、引き続き2.3kmの整備に取り組みます。

上水道に関しては、市町村等の水道事業者に対し、水道施設の計画的な耐震化や国庫補助の活用について助言を行うなど、国と連携して耐震化を促してまいります。

下水道施設の耐震化等については、計画的な実施及び優先順位を考慮した効率的な事業促進に努めてまいります。

- ③浸水危険個所の適切な点検に伴う優先順位の高い地域の排水機場の増強等、計画の前倒しも含め、引き続き浸水対策を進めること。

(県土整備部)

浸水対策のための河川改修は、過去の降雨状況や流域の人口の集積状況などを総合的に判断し、優先順位の高い個所から実施しております。

内水対策を行う上で、排水機場の増強は有効な手段のひとつであるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算などを活用し、更なる加速化に取り組んでまいります。

(4) 情報伝達機能の強化

すべての人の命を守るために、正確な情報を確実に利用し、正しい状況判断を行えるよう、外国人も含めスマホ等の利用が困難な住民に対する情報伝達手段の周知・広報を徹底すること。

(総務部) (企画・地域振興部)

県では、スマートフォンの利用が困難な方でも防災情報を入手できるよう、スマートフォンでなくてもパソコンやフィーチャーフォン（ガラケー）を通じ、メールで防災情報をお知らせする「防災メール・まもるくん」を引き続き配信しております。

災害時における情報伝達においては、

- ・ 1つの手段に頼らず複数の災害情報伝達手段を組み合わせる
- ・ 1つ1つの災害情報伝達手段を強靱化する

ことが重要であることから、防災行政無線等のほか、テレビ・プッシュシステムによる情報伝達、デジタルサイネージによる視覚情報伝達等、その他の災害情報伝達手段を地域の実情に応じて組み合わせることにより、住民へきめ細かく情報をいきわたらせることができるよう、災害情報伝達手段の多重化を推進するよう市町村に働きかけを行っております。

外国人の方へ確実に防災情報を届けるため、「ふくおか防災ナビ・まもるくん」において災害に関する情報を多言語で発信しているほか、大規模災害発生時には、公益財団法人福岡県国際交流センターと「災害時多言語支援センター」を設置し、市町村による外国人対応をサポートしています。

令和3年度から5年度までは県内市町村と連携し、在住外国人を対象とした防災訓練を実施したほか、今年度からは在住外国人への情報伝達をより迅速かつ強固なものにするため、外国人コミュニティ等の代表者を対象とした防災セミナーを実施しております。

(5) 避難行動の体制整備

災害発生時における安全な避難行動の実践に向け、継続的な避難訓練・避難所運営訓練が実施できる運営体制を構築し、地域防災力の強化をはかること。

(総務部)

県では、毎年、市町村と連携して避難所運営研修・訓練を実施しており、令和6年度は、さらに国の研修事業も活用することとしています。これらの取組を通じて、自主防災組織等の地域住民が円滑に避難所運営を行うことができるよう、地域防災力の向上を図ってまいります。

2. 飲酒運転撲滅対策、交通事故防止対策の推進

(1) 飲酒運転の撲滅

飲酒運転の撲滅に向けては、広報啓発活動や取り締まりの強化等、様々な取り組みを行っているものの飲酒運転「0」には遠い状況にあることから、以下の対策を強化すること。

- ① 取締り強化はもとより、飲酒運転の危険性や悲惨さなど、広報・啓発活動に取り組むこと。

(人づくり・県民生活部) (県警本部)

全国初の罰則付き条例である「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」(飲酒運転撲滅条例)に基づき、県民、事業者、関係団体等が連携して、飲酒運転は「絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」という合言葉のもと、県民一人ひとりに飲酒運転撲滅意識を定着させるべく、県内各地で取組を進めています。

具体的には、海の中道大橋で幼い3人の尊い命が奪われた8月25日には、例年「飲酒運転撲滅県民大会」を開催し(令和6年度は福岡市内開催)、県民一丸となって飲酒運転ゼロを目指す決意を新たにしたほか、広報・啓発効果を高めるため、大会のアーカイブ動画をYouTubeに掲載しております。

また、毎月25日の「飲酒運転撲滅の日」を中心に県内を広報車で回る啓発放送や、関係機関・団体と連携した飲酒運転撲滅キャンペーンのほか、飲酒運転違反者の後悔・反省・決意をつづったパネルを展示する「償いのメッセージ展」や飲酒運転による交通事故等により亡くなられた方の遺品とご遺族メッセージをパネルで展示する「生命のメッセージ展」の開催、飲酒運転の危険性・悪質性及びその代償をわかりやすく伝えるコミックブックを大学・成人式(はたちのつどい等)・自動車学校等で配布、繁華街等に所在するコインパーキングの精算機に「飲酒運転通報を呼び掛けるステッカー」を貼り付ける啓発など、幅広く周知啓発に取り組んでいます。

加えて、市町村や地域団体、事業者、学校等への飲酒運転撲滅活動アドバイザーの派遣や、アドバイザー講演を収録したDVD貸出、あらゆる世代を対象に交通安全教育用VR等を活用した飲酒運転の危険性・悪質性及びその代償を理解させる参加・体験・実践型の交通安全教育等の実施など、飲酒運転の危険性や悲惨さ、命の大切さについて強く訴えかける取組を実施しています。

さらに、県警察ホームページにおいて、コミック風のデザインで全世代の関心をひく「飲酒運転撲滅スペシャルコンテンツ」を公開するなど、飲酒運転の危険性・悪質性を認識しやすいような広報・啓発を行っています。

引き続き、飲酒運転の危険性や悲惨さなど、飲酒運転撲滅に係る広報・啓発に取り組んでまいります。

通常のパトロール活動を通じた飲酒運転取締りのほか、県下一斉飲酒運転撲滅特別取締り日(毎月1回)を設定して飲酒運転の実態を考慮した取締りを行っています。

今後も飲酒運転事故の発生状況や飲酒運転情報等を踏まえ、時間帯、場所、方法等に工夫を凝らし、効果的な取締りを徹底してまいります。

●飲酒運転検挙状況(令和6年12月末)

合計1,828件(前年比+292件)

●飲酒運転指導書交付件数(令和6年12月末)

合計485件(前年比+80件)

- ② 子どもの時から「飲酒運転＝悪」と意識づけられるように義務教育期間中における確実な飲酒運転撲滅に関する教育を実施すること。

(人づくり・県民生活部) (教育庁) (県警本部)

学校でも活用可能な飲酒運転撲滅啓発メニューとして、「飲酒運転撲滅活動アドバイザー」派遣事業を実施しており、その積極的な活用のため、県ホームページや新聞の広報記事などにより周知するほか、教育庁や私学振興・青少年育成局、市町村とも連携し周知・広報を図っています。その結果、これまで学校からの派遣要望には必ず対応しています。

併せて、アドバイザーの講演のDVD貸出のほか、アドバイザーの講演を聞いた子ども達だけでなく、ご家族等でも飲酒運転撲滅への意識を高めてもらうため、飲酒運転撲滅を訴えるメッセージカードを配布する取組も行っています。

引き続き、義務教育期間中も含むあらゆる世代に対し、飲酒運転の危険性や悲惨さ、悪質性、アルコールに関する知識等について、周知・広報してまいります。

義務教育段階においては、「飲酒運転防止に関する指導の手引き【改訂版】」(平成30年2月福岡県教育委員会)を参考に、児童生徒等の発達の段階に応じて、飲酒の身体への影響や飲酒運転の悪質性・危険性について理解させるとともに、将来、飲酒運転を絶対にしないという意識を高めることができるよう安全教育の取組を推進しています。

義務教育期間中を含むあらゆる世代を対象に交通安全教育用VR等を活用した飲酒運転の危険性・悪質性及びその代償を理解させる参加・体験・実践型の交通安全教育等の実施など、飲酒運転の危険性や悲惨さ、命の大切さについて強く訴えかける取組を実施しています。※VRについては年齢制限あり(対象年齢13歳以上)

さらに、運転免許証取得前の世代に対しても、入学時期を捉えた全体教育、教員を対象とした短時間通報訓練を実施するなど、警察と各種学校が連携した上で、飲酒運転の撲滅を含む交通安全教育を実施しています。

- ③教育・啓発にあたっては、「飲酒運転撲滅活動アドバイザー」の積極的な活用が効果的であることから、より活用してもらえよう取り組みを進めるとともに、増員に向け検討などを行うこと。

(人づくり・県民生活部)

市町村や事業者、学校等への「飲酒運転撲滅活動アドバイザー」の派遣については、積極的にご活用いただくため、県ホームページや新聞の広報記事などにより周知するほか、教育庁や私学振興・青少年育成局、市町村とも連携し周知を図っております。

現在は、県警察OBや飲酒運転事故被害者の御遺族、アルコールが身体に及ぼす影響に詳しい医師・看護師など、飲酒運転撲滅活動に関する高い見識と経験を有する22名をアドバイザーとして登録し、年間80件程度の講演依頼に対応しているところです。

引き続き、本事業の周知を図るとともに、必要に応じてアドバイザーの増員についても検討してまいります。

(2) 高齢者の運転免許自主返納への対応

高齢者の運転免許の自主返納にあたっては、自主返納後の生活基盤となる交通手段の確保が大きな課題となることから以下について求める。

①高齢者が安心して運転免許証を自主返納できるよう、各市町村との連携のもと、地域性に応じた地域交通の整備および代替交通手段の確保を行うこと。

(企画・地域振興部)

県では、公共交通を維持・確保するため、市町村等が運行するコミュニティバスの運行費・バス停整備費等に対する補助を実施しております。

また、公共交通の利便性の向上や利用促進を図るため、予約に応じて配車・運行ルート計算を AI が行うオンデマンド交通システムの導入費等に対する補助、コミュニティバスと他の交通機関との相互連携に取り組む市町村への支援を実施しております。

②免許返納高齢者への生活支援の環境整備の推進に向け、買い物弱者対策を検討するための市町村への経費に対する補助金を充実するとともに、各市町の試験導入・実証事業および本格運用での課題等があればその対策に取り組むこと。

(保健医療介護部)

免許返納高齢者への生活支援については、市町村が設置する地域包括支援センターによる日常生活相談対応、訪問介護員による買い物代行や通院時の付き添い、介護保険地域支援事業による総合的な生活支援サービスが行われています。

県では、地域支援事業交付金の交付や地域包括支援センター職員を対象とした各種研修会の開催等を通じて、こうした取組が円滑になされるよう支援を行っています。

また、県では住民のニーズ調査、先進地視察、試験導入等、買い物弱者対策に取り組む市町村や地元関係者で構成する協議会に補助金を交付しています。

現在までに7市町の協議会に補助金を交付し、乗り合いタクシー（大牟田市）や移動販売（小郡市、中間市）の試験導入や導入地域拡大に向けた調査・検討（遠賀町）、ニーズ調査（みやま市、川崎町）など、地域の実情に応じた取組がなされております。

このうち大牟田市については、令和4年10月から、買い物や通院を支援する乗り合いタクシーの本格運行が開始され、川崎町においても、令和5年10月から、買い物バスを運行しています。

事業に取り組まれた市町村からは、協議会において調査・検討を行った結果、例えば、移動販売に関しては、更なる対象地区の拡大に対する住民のニーズが明らかになった、という報告等がありました。

県としては、今後とも、当該補助金を通じて、市町村が地域の課題に気づき、実情に応じて取組を進めることができるよう、市町村の課題解決に向けた取組を継続的に支援してまいります。

- ③ 地域交通の整備、買い物対策等が講じられるまでの期間において、生活のため、どうしても自主返納が困難な高齢者が安全に運転するためには、加齢に伴う身体機能の変化に応じて、自身の体調・健康等を考え安全に運転するため、福岡県が推奨している「補償運転」が重要であることから、その周知広報活動を強化すること。

(人づくり・県民生活部) (県警本部)

「補償運転」の実践については、県及び県警ホームページへの啓発チラシ掲載や高齢者が直接関係する老人クラブ連合会をはじめ関係機関・団体を通じたチラシ配布のほか、四季の交通安全県民運動における啓発活動等により、周知広報を図っております。

また、高齢者に対し、加齢に伴う身体機能の変化を自覚させ、補償運転を促す参加・体験・実践型の交通安全教育のほか、高齢者宅訪問による個別指導や複数回交通事故の当事者となった高齢者に対する交通安全アドバイスにおいて補償運転を周知する取組を実施しております。

加えて、高齢者のための交通安全教育冊子や交通安全パンフレットを作成し、交通安全教育の場だけでなく警察署や運転免許試験場において配布することにより補償運転の周知広報活動を実施しております。

特に、去年は、高齢者が関係する死亡事故が多発したことを受け、「補償運転」の実践を含めた高齢者の事故防止に係るチラシを、社会福祉協議会や高齢者講習を行う自動車学校等も通じて広く周知広報を行ったところです。

今後も、関係機関・団体と連携し、「補償運転」の周知広報に取り組んでまいります。

※高齢者に対する交通安全教育実施回数（令和5年中）～4,840回 47,928人

- ④免許返納を促しても応じない高齢ドライバーのご家族等からの相談窓口（安全運転相談窓口）や専用ダイヤル（#8080）にたどり着くための周知・広報活動を充実・強化すること。

(県警本部)

福岡県内の各運転免許試験場、ゴールドセンター等に専用ダイヤル（#8080）のポスターを掲示しているほか、運転免許更新者に配布する地方版資料の中にも同内容を掲載し周知を図っています。

また、免許返納の相談については、上記施設のほか各警察署の交通課も窓口となっており、警察署が行っている各種交通安全講話及びキャンペーンにおいても#8080等の周知を図っております。さらに、交通事故頻回者に対しては個別に面接等を行い、免許返納の案内を行っております。

今後も免許返納の相談窓口、#8080の周知徹底を図ってまいります。

3. DV・児童虐待・性犯罪等に関する対応

(1) DV・児童虐待対策

DVや児童虐待の通報・摘発・相談件数は増加傾向にあり高い水準で推移していることから、虐待やDVの対策強化に向け、以下について要求する。

① 早期発見かつ解決できる相談窓口のさらなる体制強化。

(人づくり・県民生活部) (福祉労働部) (県警本部)

DV対策については、県内10か所に配偶者暴力相談支援センターを設置し、身近な地域において、DV被害者の相談支援を行っています。電話相談は、休日・夜間も行っています。電話での相談が難しい場合にも対応できるよう、福岡県男女共同参画センター「あすばる」において、メールによる相談を実施しています。

昨年度、DV加害者専用の相談窓口を新設するとともに、男性、性的少数者のDV被害者からの相談窓口の開設時間を拡充しました。

また、今年度は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行を受け、新たに「福岡県女性サポートホットライン」を開設し、女性への相談・支援体制を強化しました。

引き続き、関係機関と密に連携をとりながら相談支援を行ってまいります。

県では、児童虐待の早期発見を図るため、夜間・休日も児童相談所に電話相談員を配置することにより、24時間365日、いつでも相談や通告への対応が可能な体制を整備しています。

また、児童相談所において、受付けた虐待相談・通告に適切かつ迅速に対応するため、児童福祉司を平成28年度の73名から令和6年度168名に、児童心理司を平成28年度の25名から令和6年度71名に増員し、医師、弁護士などの専門性の高い職員を配置するなど、児童相談所の体制強化にも取り組んできたところです。

県警察は、DV事案に対して、適切な被害者保護対策や関係機関との緊密な連携に努めています。

DV被害が、暴行、傷害等刑罰法令に該当する場合は、被害者の意思を尊重しながら、検挙に向けた捜査を行っています。

県警は、児童虐待への的確な対処を図るために、本年春、各警察署に人身安全係を新設しました。

また、職員に対し、定期的に児童虐待の早期発見に向けた研修や児童相談所等との合同研修を実施するなどして対応力の向上に努めています。

- ② 相談窓口や第三者通報等の存在に気付き・たどり着くための周知・広報活動の充実・強化。
- ③ 早期発見に向けた、被害者本人以外の第三者通報の仕組みについて、県民の認知度向上に向けた周知・広報活動の強化。

(人づくり・県民生活部) (福祉労働部) (県警本部)

周知広報活動については、相談窓口カード等の作成及び市町村や関係機関等への配付により、相談窓口の周知を図っています。

また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて、県内4地区(福岡・北九州・筑豊・筑後)でDV防止街頭キャンペーンを実施しています。

引き続き、さまざまな広報手段を活用し、DV被害者の早期発見に向けた周知広報活動を行ってまいります。

県では、児童虐待の早期発見を図るため、新聞やラジオ、パンフレットを通して、「児童相談所虐待対応ダイヤル(189)」などの相談窓口を広く周知するとともに、専用のホームページを開設し、相談が無料であることや匿名で相談できることなど、虐待を発見した方の疑問や不安に対して、Q&A形式で分かりやすく説明しています。

今年度からは、このホームページがさらに多くの方の目に留まるよう、SNS広告を活用し、一層の認知向上に取り組んでいるところです。

防犯教室や各種キャンペーンなど、様々な広報媒体を活用し、広く県民へDV被害に関する相談窓口を周知して、被害者本人及び第三者を通じての被害通報への対応を図っています。

県警は、各種警察活動を通じた児童虐待の早期発見はもとより、県警ホームページや各種警察活動等を通じて、児童虐待と疑われる事案を発見した際の児童相談所への通告及び児童相談所虐待対応ダイヤル「189」並びに110番通報などを促す啓発活動を行い、児童虐待の相談窓口や第三者通報の周知・広報活動に努めています。

- ④ 児童福祉と母子保健の機能を一体的に有する相談機関「こども家庭センター」等の運営に向け、運営主体である市町村と連携をはかり、アドバイスを含めた支援を積極的に行うこと。なお、「こども家庭センター」設置に向け取り組みを進めている市に対しては、円滑な移行に向けた必要な支援を積極的に行うこと。

(福祉労働部)

こども家庭センターの設置に向けた取組を実施している市を含め、県内全市町村を対象にした研修会を令和6年度から実施しております。

なお、研修に当たっては、運営主体である市町村から、事前に課題等を調査した上で、研修内容を検討、当該課題の解決につながる研修を実施することで、市町村を支援しております。

- ⑤児童福祉法改正により、令和6年度から児童相談所は入所措置や一時保護等の際に、子どもの意見聴取を行うことが義務付けられるなど、子どもの権利擁護の一層の推進をはかることとされている。福岡県における「福岡県こども意見表明支援センター」の運営にあたっては、適切・確実な対応を行うこと。

(福祉労働部)

県では、児童相談所や児童養護施設等から独立した第三者としてこどもの意見を聴き、その意見表明等を支援する「こども意見表明等支援員」を養成し、施設等へ派遣する「福岡県こども意見表明支援センター」を4月に設置しました。

県が設置する5つの一時保護所には、6月から毎週1回支援員を派遣し、入所しているこどもが自身の処遇に対する意見等を職員に伝える機会を増やすとともに、職員がその意見等に丁寧に対応する仕組みを整備したところです。

今後は、児童養護施設等や里親家庭に対してこどもの権利擁護の重要性や意見表明等支援の仕組みを周知し、より多くの施設等に導入することで、こどもの権利擁護の一層の推進を図ってまいります。

(2) 性犯罪対策

性犯罪の認知件数は増加傾向で推移していることから、「犯罪が起きにくい」環境整備に向け、引き続き、①防犯アプリ「みまもっち」の周知、②地域住民・自治会・企業等と連携した啓発活動、③取り締まりを充実・強化すること。

(県警本部)

性犯罪の認知件数は、令和6年8月末現在で300件（前年同期比92件）と増加傾向で推移していることから、引き続き、防犯アプリ「みまもっち」を活用したタイムリーで被害の未然防止に役立つ情報発信を行うとともに、各種警察活動を通じて、アプリの更なる普及促進に努めてまいります。

※令和6年12月末現在、184,064件のダウンロード

また、地域住民、自治体、企業等と連携して、街頭キャンペーンや合同パトロールを実施するなど、被害の未然防止に向けた啓発活動に努めてまいります。

取締りについては、迅速かつ的確な初動捜査や被害者の心情に配慮した性犯罪捜査を徹底し、被疑者の早期検挙に努めてまいります。

4. カスタマーハラスメントの撲滅

厚生労働省が実施した「職場のハラスメントに関する実態調査」（2023年度）によると、企業に寄せられる相談は顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントにかかる相談が3番目に多く、件数も増加しているなど、社会問題化している実態があることから、以下について取り組むこと。

- (1) カスタマーハラスメント防止に資する周知・啓発を行うとともに、カスタマーハラスメントを防止する条例の制定などを求める。

(福祉労働部) (人づくり・県民生活部)

県では、事業主向けの取組として、国の指針等を踏まえたカスタマーハラスメント対策の導入が進むよう、社会保険労務士による相談支援を行うとともに、カスタマーハラスメント対策導入セミナーの内容を基に作成した優良事例の動画を福岡県庁動画資料館 (YouTube) で公開しています。

カスタマーハラスメント防止に資する周知・啓発として、消費者に対しては、行き過ぎた言動をとると場合によっては犯罪として処罰されること等が記載された消費者庁の啓発チラシ「消費者が意見を伝える際のポイント」を県ホームページにて周知しています。

また、事業者に対しては、国が作成しているカスタマーハラスメント防止を目的としたポスターを、消費者が目にする機会が多い店頭や事業所などに掲示することを働きかけています。

今後も、国の動向を注視するとともに、事業主の取組や消費者に対する啓発をしっかりと進めることによりまして、カスタマーハラスメントの防止に努めてまいります。

- (2) 消費者による「迷惑行為」「悪質クレーム」「暴力行為 (第三者暴力行為)」については、この間の取り組みにより、事業者の責任において組織的に対応することは、一定社会的に認知されてきたものの、著しい迷惑行為の予防・解決の取り組みを33.5%の企業が何も実施していないことが、実態調査で明らかになっていることから、引き続き啓発を強化すること。特に未実施割合の高い300人未満の中小・小規模・個人事業主への周知・対策を徹底・強化すること。

(福祉労働部)

事業主向けの取組として、令和4年度に実施したカスタマーハラスメント対策導入セミナーの内容を基に作成した優良事例の動画を、福岡県庁動画資料館 (YouTube) で公開しており、福岡労働局と共催する企業への説明会で紹介しています。

また、中小・小規模・個人事業主が多くを占める「よかばい・かえるばい企業」や「子育て応援宣言企業」に登録する事業者に対し、上記優良事例の動画に係る周知を行うとともに、今年度実施されたカスタマーハラスメント対策をテーマとする(公社)全国労働基準関係団体連合会の労働判例・政策セミナー(厚生労働省委託事業)の周知を行っています。

引き続き機会をとらえ周知を実施し、啓発に努めてまいります。

- (3) 消費者が身体的暴力だけでなく、行き過ぎた暴言や脅迫等の心理的に制圧を加える言葉の暴力行為等のカスタマーハラスメントにより、加害者とならないための消費者教育を行うこと。

(人づくり・県民生活部)

消費生活センターでは、消費者トラブルに遭った消費者からの相談を受けた際、消費者がトラブルの経緯や事業者への要求を適切に当該事業者へ伝え、交渉することができるよう、アドバイスを行っています。引き続き、消費者に対し消費生活センターの役割を周知してまいります。

また、消費者庁の啓発チラシを県のホームページに掲載し、消費者に周知しています。事業者に対しては、国が作成しているポスターを、消費者が目にする機会が多い店頭や事業所などに掲示することを働きかけています。

5. すべての働く人の「こころの健康対策」

令和5年度の福岡県の自殺者数は、令和4年度から73人増加している。将来不安によるメンタル不全（健康障害）対策および自殺対策の強化は極めて重要であることから、①相談窓口および自殺対策の機能充実を含めた体制強化、②相談窓口等のさらなる周知・広報活動の強化・充実をはかること。

(保健医療介護部)

① 相談窓口については、誰もが気軽にメンタルの相談ができるよう、精神保健福祉センターや保健福祉（環境）事務所において、電話やメールのほか、必要に応じて医師を交えた対面での相談を実施しています。

また、県や医師会、労働基準監督署、家庭裁判所などの関係団体で構成する福岡県地域精神保健協議会が設置している「心の電話」でも専門の相談員が相談に応じております。

自殺対策については、近年、10代の自殺者数が増加していることから、「ふくおか自殺予防ホットライン」での電話相談に加え、SNSを活用した相談窓口「きもちよりそうライン@ふくおかけん」やメタバースを活用した孤独・孤立解消のための居場所づくりに取り組むなど、自殺対策の強化を図っています。

② 周知・広報については、県内の様々な相談窓口をとりまとめたリーフレットを作成し、県のホームページやSNS等で発信するとともに、SNS相談の周知カードを県内の中学校・高等学校、ハローワーク等に配布して周知・広報を行っているところです。

今後も、相談体制の充実、自殺対策の強化を図るとともに、相談窓口の周知にも引き続き取り組んでまいります。

以上